

加茂市地域防災計画

(震災対策編)

令和5年7月修正

加茂市防災会議

目 次

【加茂市地域防災計画（震災対策編）】

第 1 章 総則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 1 節 計画作成の趣旨等・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第 2 節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱・・・・・・・・	4
第 3 節 加茂市の特質と過去の地震災害・・・・・・・・	10
第 4 節 積雪期における地震・・・・・・・・・・・・・・・・	13
第 5 節 地震被害の想定・・・・・・・・・・・・・・・・	15
第 6 節 緊急地震速報と地震情報・・・・・・・・・・・・	18
第 2 章 災害予防計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・	21
第 1 節 防災教育・訓練計画・・・・・・・・・・・・	22
第 2 節 自主防災組織育成計画・・・・・・・・・・・・	25
第 3 節 災害に強いまちづくり・・・・・・・・・・・・	25
第 4 節 地盤災害予防計画・・・・・・・・・・・・	26
第 5 節 建築物等災害予防計画・・・・・・・・・・・・	29
第 6 節 道路・橋梁等の災害予防計画・・・・・・・・	32
第 7 節 鉄道事業者の震災対策・・・・・・・・・・・・	32
第 8 節 土砂災害予防計画・・・・・・・・・・・・	32
第 9 節 河川災害予防計画・・・・・・・・・・・・	32
第 10 節 農地・農業用施設等の災害予防計画・・・・	33
第 11 節 防災通信施設の災害予防計画・・・・・・・・	35
第 12 節 電気通信施設の災害予防計画・・・・・・・・	35
第 13 節 電力供給施設の災害予防計画・・・・・・・・	35
第 14 節 ガス施設の災害予防計画・・・・・・・・・・・・	35
第 15 節 上水道施設の災害予防計画・・・・・・・・	36
第 16 節 下水道施設の災害予防計画・・・・・・・・	40
第 17 節 危険物等施設の災害予防計画・・・・・・・・	43
第 18 節 火災予防計画・・・・・・・・・・・・	44
第 19 節 廃棄物処理体制の整備計画・・・・・・・・	47
第 20 節 救急・救助体制の整備計画・・・・・・・・	49
第 21 節 医療救護体制の整備計画・・・・・・・・	49
第 22 節 避難体制の整備計画・・・・・・・・・・・・	50
第 23 節 要配慮者の安全確保計画・・・・・・・・	56
第 24 節 食料・生活必需品等の確保計画・・・・・・・・	56
第 25 節 文教施設等における災害予防計画・・・・	57
第 26 節 ボランティア受入れ体制の整備計画・・・・	62

第 27 節	市の業務継続計画	62
第 28 節	積雪期の地震災害予防計画	63
第 3 章	災害応急対策計画	65
第 1 節	災害対策本部の組織・運営計画	66
第 2 節	職員の配備・招集	74
第 3 節	防災関係機関の相互協力体制	76
第 4 節	防災通信施設の応急対策	76
第 5 節	被災状況等情報収集伝達計画	77
第 6 節	広報計画	81
第 7 節	住民等避難計画	83
第 8 節	避難所運営計画	85
第 9 節	避難所外避難者の支援計画	87
第 10 節	自衛隊の災害派遣計画	87
第 11 節	輸送計画	87
第 12 節	警備・保安及び交通規制計画	87
第 13 節	消火活動計画	88
第 14 節	救急・救助活動計画	90
第 15 節	医療救護活動計画	93
第 16 節	防疫及び保健衛生計画	93
第 17 節	こころのケア対策計画	93
第 18 節	廃棄物処理計画	93
第 19 節	トイレ対策計画	93
第 20 節	入浴対策計画	93
第 21 節	食料品の供給計画	93
第 22 節	生活必需品等の供給計画	93
第 23 節	要配慮者の応急対策	93
第 24 節	建物の応急危険度判定計画	94
第 25 節	宅地等の応急危険度判定計画	96
第 26 節	文教施設等における災害応急対策	98
第 27 節	障害物の処理計画	100
第 28 節	遺体の捜索・処理・埋葬計画	100
第 29 節	愛玩動物の保護対策	100
第 30 節	公衆通信施設の応急対策	100
第 31 節	電力供給施設の応急対策	100
第 32 節	ガス施設の応急対策	100
第 33 節	給水・上水道施設の応急対策	100
第 34 節	下水道施設の応急対策	100
第 35 節	危険物等施設の応急対策	100

第 36 節	道路・橋梁施設の応急対策・	101
第 37 節	鉄道事業者の応急対策・	101
第 38 節	治山・砂防・河川施設の応急対策・	102
第 39 節	農地・農業用施設等の応急対策・	106
第 40 節	商工業の応急対策・	108
第 41 節	応急住宅対策・	108
第 42 節	ボランティア受入れ計画・	108
第 43 節	義援金品の受入れ・配分計画・	108
第 44 節	災害救助法による救助計画・	108
第 4 章	災害復旧・復興計画・	109
第 1 節	民生安定化計画・	110
第 2 節	融資・貸付その他資金等による支援計画・	110
第 3 節	公共施設及び民有施設の災害復旧対策・	110
第 4 節	災害復興計画・	110

作 成	昭和 38 年 6 月 27 日
修 正	昭和 45 年 6 月 29 日
修 正	昭和 53 年 5 月 24 日
修 正	昭和 58 年 1 月 26 日
修 正	昭和 62 年 2 月 26 日
修 正	平成 4 年 3 月 26 日
修 正	平成 7 年 11 月 21 日
修 正	平成 28 年 12 月 8 日
資料修正	平成 29 年 4 月 4 日
資料修正	令和 2 年 4 月 8 日
全部修正	令和 3 年 3 月 25 日
修 正	令和 4 年 3 月 25 日
修 正	令和 5 年 7 月 27 日

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨等

第1 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある地震災害に対処するため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に發揮して、加茂市の地域における災害の予防、応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の性格及び構成

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき加茂市防災会議が策定する加茂市地域防災計画を構成し、本市における震災対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

加茂市地域防災計画は、この「震災対策編」並びに「風水害等対策編」、「原子力災害対策編」及び「資料編」で構成され、本編「震災対策編」の構成は、次のとおりとする。

第1章 総則

第2章 災害予防計画

第3章 災害応急対策計画

第4章 災害復旧・復興計画

また、風水害等対策編と内容に変更のない計画については、風水害等対策編の計画を準用する。

なお、この計画に定めのない事項については、「新潟県地域防災計画」に準ずる。

第3 他の計画との関係

この計画は、指定行政機関の長又は指定公共機関が作成する「防災業務計画」や「新潟県地域防災計画震災対策編」、水防法（平成24年法律第193号）に基づく「加茂市水防計画」及び、他の法律に基づくこのほかの防災に関する計画と十分な調整を図る。

第4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

この計画を修正した場合は、速やかに防災関係機関その他必要な機関等に通知するとともに災害対策基本法第42条第5項により、その要旨を公表する。

第5 計画の習熟等

市及び防災関係機関等は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟並びに周知に努めるとともに、この計画に基づき、具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

第6 用語の定義

(1) 市民

市内に居住する人、旅行者や仕事などで市内に滞在している人、市内を車や列車で通過中の人など、市内のすべての人のことをいう。

(2) 要配慮者

災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため特に配慮を要する者で、高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者（観光客、ビジネス滞在者、車や列車で市内を通過する人を含む）等をいう。

(3) 自主防災組織

防災に関する市民の責務を全うするため、市民が自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成する組織をいう。

(4) 自衛消防組織

消防法第8条の2の5に基づき一定規模を有する防火対象物の管理権原者に設置が義務付けられている防火対象物内の事業所における従業員により構成された自衛の消防組織をいう。

(5) 避難行動要支援者

災害対策基本法において定義づけられた、高齢者、要介護認定者、重度の障がい者、難病患者などのうち、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方」をいう。

(6) 消防機関

加茂地域消防本部及び消防署のことをいう。

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関及び市民の責務

1 加茂市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。

また、危機事象発生時において、継続的に必要な最低限の業務や、復旧時間と対応策などを定めた包括的な行動計画として業務継続計画（BCP）の整備に努める。

2 新潟県

県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市民の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から当該地域並びに当該市民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

6 市民

市民は、「自らの身は自分で守る」、「自分たちの地域の安全は自分たちで守る」ことが防災の基本であるとの自覚を持ち、平常時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

さらに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市、県、国その他の防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識の下に、積極的に自主防災活動を行う。

第2 各機関の事務又は業務の大綱

加茂市、新潟県並びに加茂市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、市内の公共的団体及びその他の防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、次表のとおりである。

なお、次表に記載のない機関等については、「新潟県地域防災計画（震災対策編）」を参照する。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
加 茂 市	1 加茂市防災会議に関すること 2 市における公共的団体及び市民の自主防災組織の育成指導に関すること 3 災害予警報等情報伝達に関すること 4 被災状況に関する情報収集に関すること 5 災害広報に関すること 6 高齢者等避難、避難指示等の発令に関すること 7 被災者の救助に関すること 8 知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 9 災害時の清掃・防疫、その他保健衛生の応急措置に関すること 10 消防活動及び浸水対策活動に関すること 11 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること 12 被災要配慮者に対する相談、援護に関すること 13 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること 14 農産物及び林産物に対する応急措置に関すること 15 消防、浸水対策、救助、その他防災に関する業務施設、設備の整備に関すること 16 水道等公営事業の災害対策に関すること 17 自衛隊の災害派遣要請に関すること 18 他市町村に対する応援要請に関すること 19 避難所・救護所設置に関すること
新 潟 県	1 新潟県防災会議に関すること 2 加茂市及び指定公共機関、指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関すること 3 災害予警報等情報伝達に関すること 4 被災状況に関する情報収集に関すること 5 災害広報に関すること 6 避難指示等に関すること 7 加茂市の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること 8 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 9 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること

新 潟 県		10 加茂市の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び援助に関すること 11 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること 12 被災要配慮者に対する相談、援護に関すること 13 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること 14 農産物及び林産物等に対する応急措置に関すること 15 緊急通行車両の確認に関すること 16 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関すること 17 自衛隊の災害派遣要請に関すること 18 他の都道府県に対する応援要請に関すること 19 市町村等が処理する災害対策の総合調整に関すること
新潟県警察本部（加茂警察署）		1 被災状況に関する情報収集に関すること 2 避難誘導、被災者の救出、その他人命保護に関すること 3 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関すること 4 行方不明者の調査及び死体の検視に関すること 5 犯罪の予防・取り締り、混乱の防止、その他秩序の維持に必要な措置に関すること
加茂地域消防本部		1 火災予防、災害防止対策及びその指導に関すること 2 災害時における消火、応急救助及び救護活動に関すること 3 災害時における傷病者等の緊急輸送に関すること
指定地方行政機関（＊１）	北陸地方整備局（信濃川下流河川事務所）	1 信濃川下流についての維持修繕及び災害復旧等に関すること 2 信濃川下流についての洪水予報及び水防警報に関すること 3 緊急を要すると認められる場合の緊急対応に関すること
	北陸信越運輸局	1 災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送あっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること
	北陸農政局（新潟県拠点）	1 国営農業用施設の整備及びその防災管理及び災害復旧に関すること 2 農地及び農業用施設災害復旧事業の緊急査定に関すること 3 災害時における応急食料の緊急引き渡しに関すること
	東京管区气象台（新潟地方气象台）	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること

指定地方行政 機関（＊１）	東京管区気象台（新潟地方気 象台）	3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関するこ と 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に 関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
	信越総合通信局	1 災害時における通信・放送の確保に関すること 2 災害時における非常通信に関すること 3 通信機器及び移動電源車の貸出に関すること
	関東森林管理局（中越森林管 理署）	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持及び造成 に関すること 2 民有林直轄治山事業の実施に関すること 3 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
陸 上 自 衛 隊 航 空 自 衛 隊		1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関する こと 2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関すること 3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした 応急救援活動の実施に関すること
指定公共機関 （＊２）	東日旅客鉄道(株)新潟支社	1 鉄道施設の防災管理に関すること 2 災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること 3 旅客の避難に関すること
	東日本電信電話(株)新潟支店	1 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること 2 災害時における緊急通話の確保及び気象警報等の伝達に関す ること
	(株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	1 携帯電話の通信施設に関する防災対策及び復旧対策に関する こと 2 災害時におけるメール情報通信の確保と気象情報・安否情報 などの伝達に関すること
	日本銀行	1 災害時における金融機関に対する金融緊急措置の指導に関す ること
	日本赤十字社（新潟県支部）	1 災害時における医療救護に関すること 2 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること 3 災害時の輸血用血液の供給に関すること 4 災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関すること 5 労働奉仕班の編成及び派遣のあっせん並びに連絡調整に関す ること
	日本放送協会	1 気象警報等の放送に関すること。 2 災害時における広報活動に関すること。

指定公共機関 (※2)	東北電力(株)新潟県央営業所 東北電力ネットワーク株式会社 新潟県央電力センター	1 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関する事 2 災害時における電力の供給の確保に関する事
	日本郵便(株)加茂郵便局	1 災害時における郵便業務の確保に関する事 2 災害時における郵便事業(郵便、郵便貯金、簡易保険)に係る災害対策特別事務取り扱い及び援護対策に関する事
	日本通運(株)三条支店	1 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関する事
指定地方公共機関(※3)	加茂郷土地改良区 白根郷土地改良区 三条土地改良区	1 農道、水門、頭首工、排水ポンプ、水路等の施設の防災管理並びに災害復旧に関する事
	中越運送(株)加茂営業所 新潟運輸(株)三条支店	1 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関する事
	新潟交通(株)潟東営業所 越後交通(株)三条営業所	1 災害時における人員の緊急輸送の確保に関する事 2 災害時における被災地との交通の確保に関する事
	北陸ガス(株)	1 都市ガス施設等の防災管理に関する事 2 災害時における都市ガスの安定的供給に関する事
	一般社団法人新潟県エルピーガス協会県央支部	1 LPガス施設等の防災管理に関する事 2 災害時におけるLPガスの安定的供給に関する事
	(株)新潟放送 (株)新潟総合テレビ (株)テレビ新潟放送網 (株)新潟テレビ21 (株)エフエムラジオ新潟	1 気象警報等の放送に関する事 2 災害時における広報活動に関する事
	(株)新潟日報社	1 災害時における広報活動に関する事
	一般社団法人加茂市医師会	1 災害時における医療救護に関する事
	社会福祉法人加茂市社会福祉協議会	1 災害時におけるボランティアセンターの設置及びボランティアの受入れに関する事
	加茂商工会議所	1 災害時の物価安定についての協力、あっせんに関する事 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する事
その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	えちご中越農業協同組合 南蒲原森林組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関する事 2 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関する事 3 災害時における緊急物資の調達及び陸路による緊急輸送の確保に関する事
	病 院 一般診療所	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関する事 2 災害時における負傷者等の医療救護に関する事
	一般運輸事業者	1 災害時における緊急輸送の確保に関する事

その他の公共 的団体及び防 災上重要な施 設の管理者	(社)新潟県測量設計業協会 (社)新潟県農業土木技術協会 加茂市建設業協会 加茂建築士会 加茂建築組合 新潟県電気工事工業組合三条 支部 加茂管工事業協同組合	1 災害時における応急復旧についての協力に関すること
	危険物関係施設の管理者	1 災害時における危険物の保安措置に関すること
	(株)第四北越銀行 (株)大光銀行 三条信用金庫 加茂信用金庫 協栄信用組合 新潟県労働金庫 えちご中越農業協同組合	1 災害時における金融上の措置に関すること

- * 1 指定地方行政機関：指定行政機関（総務省、国土交通省、農林水産省、防衛省等）の地方支分部局及びその他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するもの。
- * 2 指定公共機関：独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するもの。
- * 3 指定地方公共機関：地方独立行政法人及び土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県知事が指定するもの。

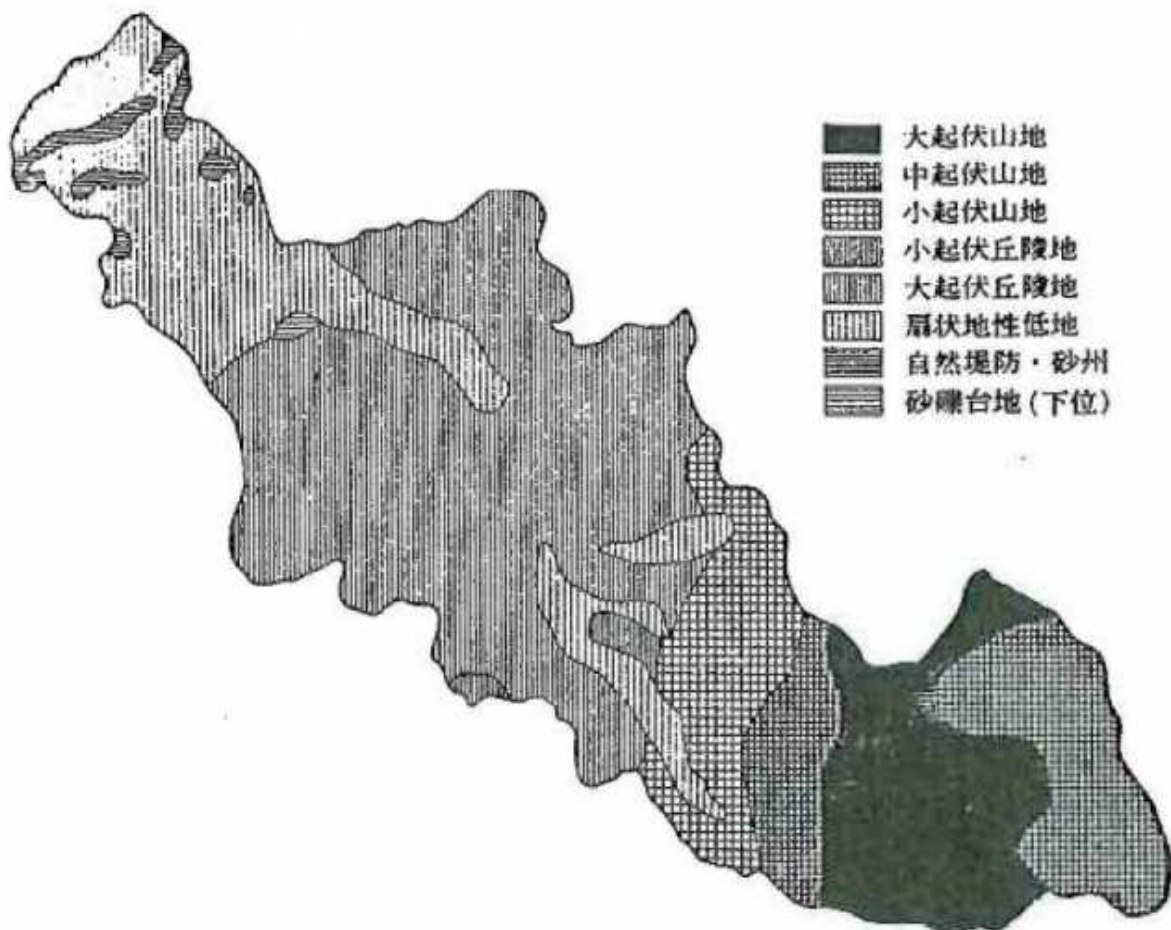
第3節 加茂市の特質と過去の地震災害

第1 地形・地質

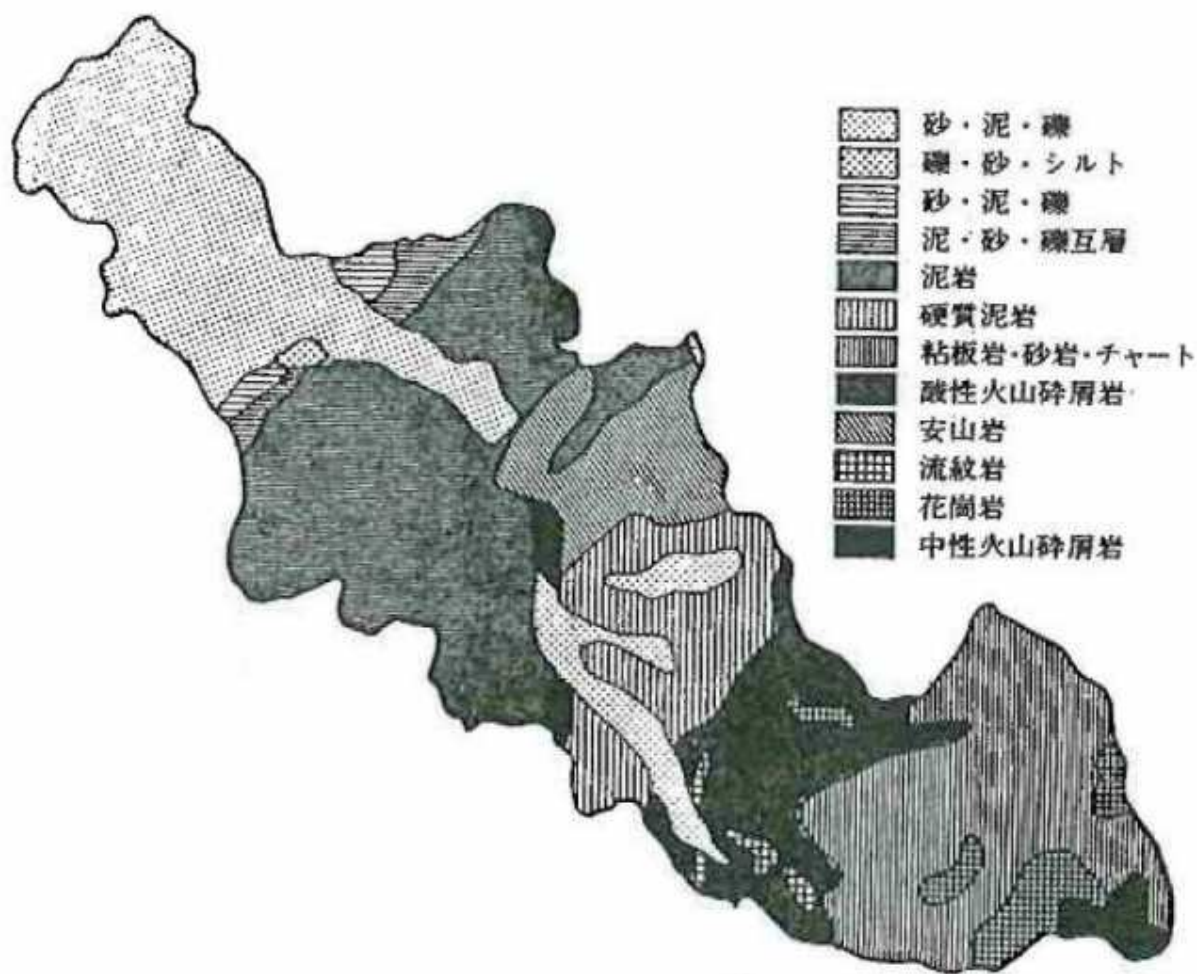
市域の地形分類は、山地、丘陵及び低地である。平坦部は扇状地性低地で、自然堤防・砂州が部分的にみられ、市街地、農業集落はほとんどがこの低地に成立している。この低地に連続する部分として、大起伏状丘陵地があり、市域の中央部を占めている。これにより、東部においては山地となり、小起伏状、中起伏状、大起伏状に区分され、この山間地に扇状地性低地が河川に沿って分布している。したがって、本市の地形は、西部の低地、中部の丘陵地、東部の山地という明瞭な地形区分ができる。

表層地質は、低地部分はほとんどが砂、泥、礫の層で、傾斜がゆるやかな部分は泥岩層を中心とし、丘陵、山地では硬質泥岩層、酸性火山碎屑岩層、粘板岩、砂岩など多様なタイプを示している。

地形分類



表層地質区分



第2 加茂市の地震災害の歴史

近年において、本市の周辺で発生した地震は、以下のとおりである。

地震名称	発生年	震源地	規模	本市の被害状況等
新潟地震	昭和39年 (1964年) 6月16日	新潟県 下越沖 (粟島付近)	M7.5	負傷者6名、住家損傷88戸（倒壊家屋なし）のほか、道路や橋梁の陥没を初めとする公共施設の損壊、田畑の陥没等農作物にも多大な被害を及ぼした。
新潟県中越地震	平成16年 (2004年) 10月23日	新潟県 中越地方	M6.8	最大震度7を長岡市東川口（旧北魚沼郡川口町）で観測し、加茂市においても震度5弱を観測。震源地：新潟県中越地方、震源の深さ：13km 公共施設や住宅に甚大な被害を及ぼし、一時13世帯41名に避難勧告を発令した。また、道路陥没や法面崩落なども各地で発生した。

				<被害状況> 負傷者4名(うち重傷1名)、住家大規模半壊2戸、半壊2戸、一部損壊127戸、道路被災13箇所、河川被災2箇所、林作物被害4件 被害総額 15,529 千円
新潟県中越沖地震	平成19年 (2007年) 7月16日	新潟県 上中越沖	M6.8	最大震度6強を長岡市、柏崎市、刈羽村で観測し、加茂市においても震度5弱を観測。震源地：新潟県上中越沖、震源の深さ：17km 住家に大きな被害は見られなかったものの市内停電や農林被害をもたらした。 <被害状況> 非住家一部損壊5件、法面クラック1件、林作物被害5件 被害総額24,263千円

第4節 積雪期における地震

第1 積雪期における影響

積雪期においては、他の時期と異なり、気象の状況、特に降積雪の状況が地震災害に大きな影響を及ぼすと考える。

本市を含む新潟県は、全国有数の豪雪地という条件を持っており、震災対策を検討する上では、積雪期の地震を想定し、対策を検討しておくことが必要である。

本市における既往地震での雪との複合被害は、これまでは発生していないが、一般的には、積雪は地震に対し被害を拡大させ、応急対策の実施を阻害し、あるいは応急対策需要を増加させる要因として機能すると考える。

したがって、市及び関係機関等においては、積雪期における複合的な災害発生の可能性を認識するとともに、複合災害を想定した要員や資機材投入の対応計画の整備、訓練の実施など、複合災害に対応した備えの充実に努める。

第2 被害拡大要因

1 家屋被害の拡大

雪下ろし前に地震が発生した場合は、屋根上の積雪加重により、倒壊家屋が多く発生することが予想される。

2 火災の発生

暖房器具の使用期間であるため、家屋倒壊の増大と暖房器具の使用により、火災発生件数が増大することが予想される。また、一般家庭でも多量の石油類を暖房用に備蓄しているため、これらが延焼の促進剤となり、消防活動の困難と相まって火災の拡大をもたらすと予想される。

3 雪崩の発生

地震動により雪崩が同時多発することが予想される。特に、降雪が多く厳冬期の低温下で短期間に大量の降雪があった場合は、積雪が不安定となり大規模な表層雪崩の発生も懸念される。

4 人的被害の多発

家屋倒壊、雪崩、火災により人的被害が増大するおそれがある。特に、雪下ろし作業中に地震に襲われた場合は、作業員が屋根雪ごと落下したり、屋根からの落雪により生き埋めになったりする可能性がある。また、屋根雪の落下のため、道路通行中の歩行者、自動車に被害が及ぶおそれがある。

第3 応急対策阻害要因

1 情報活動の阻害

山間地では、積雪や雪崩発生により道路や通信施設が寸断等の影響を受け、被害状況の把握が困難になることが予想される。

2 緊急輸送活動の阻害

積雪により道幅が狭まっている上、道路除雪により道路両側に積み上げられる雪壁が同時多発的に崩落し、道路交通の全面麻痺等が発生し、緊急輸送活動を著しく困難にすることが予想される。

3 消防活動の阻害

積雪により消防車の通行障害や消防水利の使用障害等が生じ、消防活動が著しく困難になることが予想される。

4 救出活動の阻害

倒壊家屋等は雪で埋まるため、下敷となった者の発見・救出が困難になると予想される。

5 重要施設の応急復旧活動の阻害

除雪しないと被害施設や被害箇所には到達できないとか、地下埋設管を掘り出せないなど、無雪時にはない困難な作業が増えるため、短時間での復旧は極めて困難になることが予想される。

第4 応急対策需要要因

積雪期には、テント・車中泊等の屋外での避難生活ができないため、通常の避難所予定施設では避難者を収容しきれなくなるほか、避難施設での暖房が必要となり、暖房器具、燃料、毛布、被服等を迅速に確保する必要が生じる。

また、道路除雪の困難、ガス・水道等のインフラ復旧の遅れ、積雪による応急仮設住宅の着工困難等により、避難生活が長期化することが予想される。

第5 地震後の降雪による影響

1 地盤の弱体化による雪崩や地すべり発生危険性の増加

地震により崩落した斜面では、植生の喪失や雪崩防止施設の被災により、普段以上に雪崩発生の危険性が高まることが予想されるほか、地震により発生した斜面の亀裂や軟弱化した地盤から融雪水が浸透し、各所で地滑りが発生するおそれがある。新潟県中越地震(2004 年)のときには、直後の冬において雪崩と土砂災害が同時に発生する「土砂雪崩」が多発している。

2 屋根雪による二次倒壊の危険性

地震により建物基礎部分が損傷した建物の屋根に雪が積もると、通常の屋根雪量でも倒壊する危険性が高くなる。新潟県中越地震のときには、被害の大きかった地域(旧山古志村、小千谷市、栃尾市、川口町、魚沼市等)において、地震による全壊家屋がその後の屋根積雪によって倒壊した棟数は、191 棟(住家 93 棟、非住家 98 棟)にものぼった。

3 被災建物屋根保護のためのシートに積もった雪の落雪

中越大震災では、被災建物の屋根等を保護するためにブルーシート等で覆っていたが、その上に積もった雪は、通常よりも落雪の危険性が高く、小千谷市ではブルーシート上の雪が落下し、2 名が死亡する事案も発生している。

4 除雪

全ての応急対策は、毎日の除雪作業から始まることとなり、多大な労力を費やすことから、多数の除雪作業員の確保が必要となる。

第6 積雪期の地震対策の基本方針

積雪は、様々な面で地震被害を拡大・深刻化させることが予想されるため、積雪期の地震発生を想定した地震対策を講じる必要がある。

第5節 地震被害の想定

新潟県は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年から平成10年にかけて「新潟県地震被害想定調査」を実施している。

加茂市においては、この調査の結果及び基礎データを地震被害想定の一参考とし、地域防災に関する個々の計画見直しや地震防災対策の推進に努める。

なお、詳細な調査結果は、県が平成10年3月に作成して市町村及び県内防災関係機関等に配布した「新潟県地震被害想定調査報告書」のとおりであるが、その概要について以下に示す。

第1 想定地震

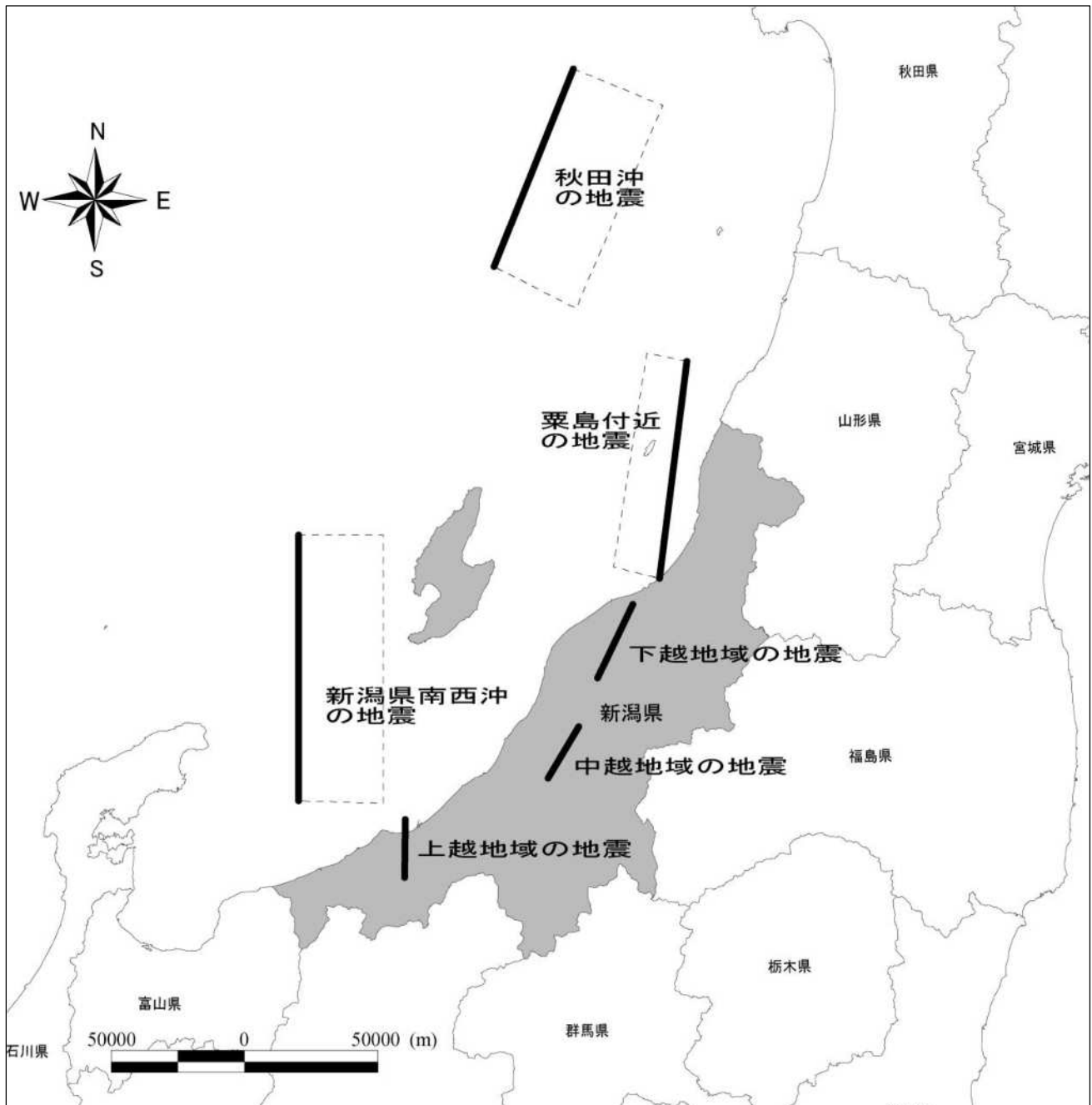
この調査では、新潟県において過去に被害をもたらした地震や活断層の分布状況や現時点の科学的知見を踏まえ、県内主要都市においての被害が甚大になると考えられる地震を次のとおり想定している。

なお、想定した地震は、地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したもの、又は近い将来において想定どおりの地震が発生することを意味するものではない。

想定地震の震源の諸元

震源諸元 想定地震		規模	長さ	幅	傾斜	上端 深※	位置等
海域 の 地震	①秋田沖の地震	M7.6	80km	40km	30° E	1km	秋田県西方沖合の震源
	②新潟県南西沖の地震	M7.7	100km	38km	35° E	2km	佐渡西方から糸魚川市沖合にかけての震源
	③粟島付近の地震	M7.5	30km	30km	56° W	6km	1964年新潟地震と同程度の地震
内 陸 の 地	④下越地域の地震	M7.0	82km	12km	90°	6km	新潟市から旧白根市にかけての断層
	⑤中越地域の地震	M7.0	20km	10km	90°	4km	見附市から長岡市にかけての断層
	⑥上越地域の地震	M7.0	20km	10km	90°	6km	上越市から旧新井市にかけての断層

※断層上端から地表面までの距離



第2 地震による被害想定

1 本市における被害想定

県が想定した6種類の地震により、本市において想定される被害内容（建物、火災、人的被害及びライフラインの供給支障）について、「新潟県地震被害想定調査報告書」から抜粋し示す。

想定した6種類の地震のうち、本市に最も被害が及ぶと予想されるのは「下越地域の地震（想定④）」である。

なお、ここで示す想定結果は、被害が最大となる冬季の夕方（人的被害については冬の夜間）のケースである。また、火災の影響は、出火から2時間後の状況で評価している。

加茂市における地震被害想定結果

新潟県地震被害想定調査報告書 H10.3

想定 地震	建物被害 棟数(※)		出火・延焼 被害		人的被害			ライフライン			
	地震動・ 液状化				建物被害・火災等			断水世帯 (世帯数)	都市ガス供給 (停止件数)	停電世帯 (世帯数)	電話機能支障世帯 (世帯数)
	全壊 大破 (棟)	半壊 中破 (棟)	出火 件数 (件)	焼失 棟数 (棟)	死者 (人)	重傷者 (人)	避難者 (人)				
想定①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
想定②	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0
想定③	0	9	0	0	0	1	19	0	0	393	28
想定④	282	885	2	2	7	33	1990	5455	7785	1176	1160
想定⑤	0	27	0	0	0	2	48	434	0	1079	0
想定⑥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 建物被害は、被害要因として「地震動・液状化」「火災」について検討し、それぞれの欄に示してある。
これらは複数の要因により被害を受ける建物（例えば、地震動により全壊した建物で、火災により焼失するもの）の被害棟数は重複して計上してあるため、結果としての被害棟数はこれらを足し合わせた数値にはならない。

第6節 緊急地震速報と地震情報

第1 緊急地震速報

1 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上が予想される地域又は長周期地震動階級3が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上、長周期地震動階級が1以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されるときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、震度6弱以上の揺れ又は長周期地震動階級4を予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

緊急地震速報で用いる区域の名称

県 名	区域の名称	郡市町村名
新潟県	新潟県上越	糸魚川市、妙高市、上越市
	新潟県中越	長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、 加茂市 、十日町市、見附市、魚沼市、南魚沼市、南蒲原郡〔田上町〕、三島郡〔出雲崎町〕、南魚沼郡〔湯沢町〕、中魚沼郡〔津南町〕、刈羽郡〔刈羽村〕
	新潟県下越	新潟市、新発田市、村上市、燕市、五泉市、阿賀野市、胎内市、北蒲原郡〔聖籠町〕、西蒲原郡〔弥彦村〕、東蒲原郡〔阿賀町〕、岩船郡〔関川村、粟島浦村〕
	新潟県佐渡	佐渡市

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

2 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）経路による市区町村の防災行政無線等を通して市民に伝達する。

3 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動を取る必要がある。

入手場所	取るべき行動の具体例
自宅など屋内	・頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注 意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。

	・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。
駅や大規模商業施設等の集客施設	・館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 ＜注 意＞ ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	・ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ・ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ・丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	・後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ・ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

4 普及・啓発の促進

新潟地方気象台は、市や県、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと）や、市民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

第2 地震情報の種類及びその内容

新潟地方気象台は、地震に関する情報を市民が容易に理解できるよう、市や県、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て市民に迅速かつ正確な情報を伝達する。

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報（注）	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない） ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

	・緊急地震速報(警報)を発表した場合	
各地の震度に関する情報(注)	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から10分後程度で1回発表)。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(注) 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。

第3 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等を知らせるために、気象庁本庁及び管区・地方气象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料としては次のとおりである。

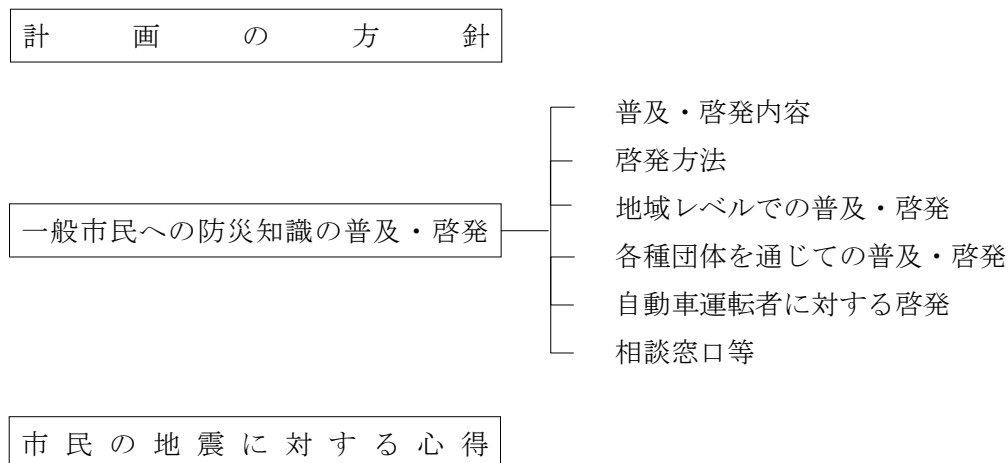
解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・(担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で) 震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・(担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で) 震度5弱以上を観測・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の新潟県及びその周辺の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

第2章 災 害 予 防 計 画

第1節 防災教育・訓練計画

【担当及び関係課】 全課（◎総務課）

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

大地震発生時においては、救出、救助をはじめとして、応急救護、避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらの全ての面において行政が対応することは極めて困難であるため、市民自らの「自分の身は自分で守る」という意識と行動が肝要であり、市民が地震に対する知識を持つことが重要である。

このため、市は、災害時に応急対策の主体となる市職員への防災教育を行うとともに、市民に対する自主防災意識の向上・普及を図るため防災教育等の実施・推進に努める。

また、災害発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するため、各防災関係機関及び市民との協力体制の確立などに重点をおいた実践的な防災訓練を実施し、市民はこれらの訓練に積極的に参加し、災害時に備えなければならない。

なお、この計画に定めのない事項については、風水害等対策編第2章第1節「防災教育・訓練計画」で定めるところによる。

第2 一般市民への防災知識の普及・啓発

1 普及・啓発内容

震災対策においては、市民自らが普段から震災対策に関して十分な認識と豊富な知識を持ち、地震発生時に初期消火、応急救護、避難など落ち着いた的確な行動を取ることが、被害の軽減の上で最も大切である。

このため、市は、次の事項を重点とし、専門家の知見を活用しながら、地震災害に備えた防災知識の普及を図り防災意識の高揚に努める。

- (1) 震災に備えた普段の心得、地震発生時の心得
- (2) 住宅の耐震診断、耐震補強、家具の固定

- (3) 自動車運転時の心得
- (4) 地震発生時の危険箇所の周知
- (5) 避難所・避難路の周知
- (6) 災害時の応急救護
- (7) 水、食料、生活必需品等の備蓄
- (8) 災害時における情報収集方法の周知

2 啓発方法

- (1) 広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- (2) 防災ビデオ、ホームページ等の活用
- (3) テレビ、ラジオ、新聞等の活用
- (4) 防災講演会、出前講座の活用

3 地域レベルでの普及・啓発

自治会や自主防災組織で実施する防災訓練等では、ハザードマップ等を活用し、地域の地震被害危険情報の周知に努める。その際には、冬季では降積雪・寒冷・悪天候により直接・間接被害が拡大すること、その対応も積雪期では異なることを具体的にイメージできるよう配慮する。

4 各種団体を通じての普及・啓発

市教育委員会は、PTA、文化財保護団体等に対し、各種研修会、集会等を通じ各団体の活動内容に即した防災知識の普及を図るよう指導する。

5 自動車運転者に対する啓発

自動車運転者に対しては、広報紙等により地震発生時における運転自粛等の自動車運転者がとるべき次の措置の周知を図る。

(1) 走行中の自動車の処置

ア できるかぎり安全な方法により車を左側に停車させること。

イ 停車後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外に停車させ、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

(2) 避難のために車を使用しないこと。

6 相談窓口等

市は、それぞれの課等において、所管する事項について市民からの地震対策の相談に積極的に応じる。

第3 市民の地震に対する心得

市民は、普段から地震に対する備えに心掛けるとともに、地震発生時には、被害を最小限にとどめるよう、次の事項に心掛ける。

- (1) 2～3日分の食料・飲料水の備蓄
- (2) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (3) 家具等の転倒防止対策の実施

- （4）地震発生時に取りべき行動、避難場所での行動等、防災知識の学習
- （5）災害時の家族内の連絡方法の事前の取り決め

第2節 自主防災組織育成計画

風水害対策編 第2章 第2節「自主防災組織育成計画」(p 27～)を準用する。

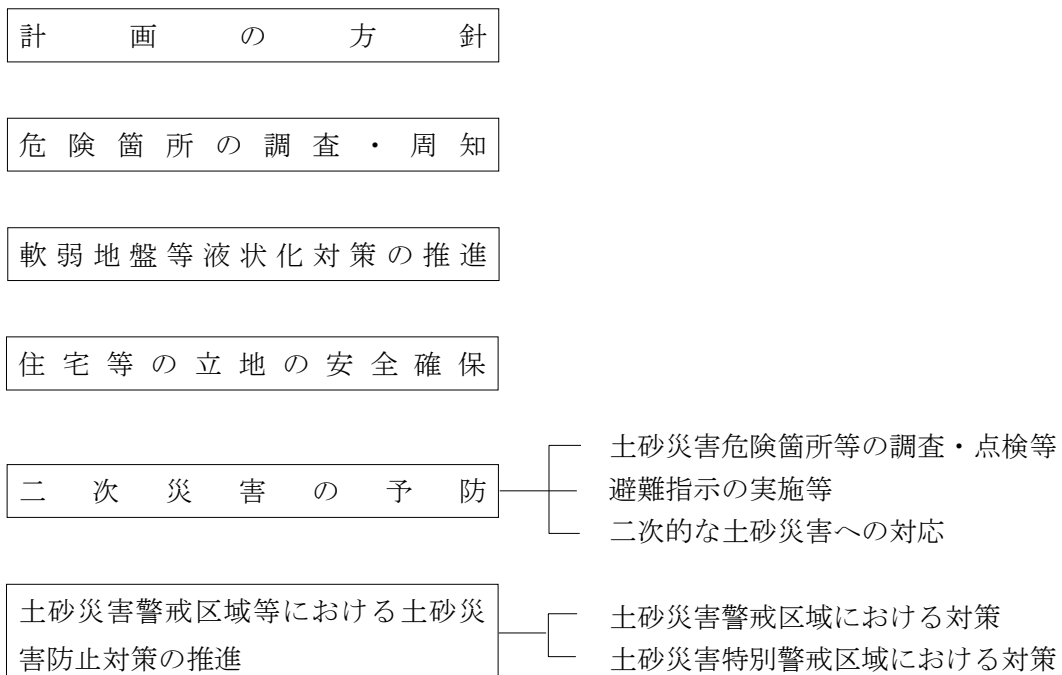
第3節 災害に強いまちづくり

風水害対策編 第2章 第3節「災害に強いまちづくり」(p 30～)を準用する。

第4節 地盤災害予防計画

【担当及び関係課】 ◎建設課、総務課

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

地震による地盤災害は、地震が直接の原因となって発生するものと、地震により地盤が脆弱となったため、その後の地震活動・降雨・融雪などの自然現象により発生又は拡大する二次的災害に大別される。このため、市は、次の点に留意し予防計画を作成する。

- ① 地震が発生する前に行うもの
- ② 地震の発生直後から危険箇所の調査点検を行い、その後の自然現象により地盤災害が発生又は拡大することを防止するもの

地震による被害の程度は、地盤の状況により大きく左右される。地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形・地質を十分に理解し、自然条件に適合した土地の利用形態となっているかどうかを確認し、適合していない場合には事前に諸対策を実施する必要がある。

また、土砂災害危険箇所等を市民に周知するとともに、応急対策用資機材の備蓄や住宅地の安全立地に努める。

第2 危険箇所の調査・周知

市は、地震発生時に地すべり、崖崩れ等により人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある危険箇所について、県等関係機関の協力を得て調査の実施や資料の提供を受けて公表するとともに、本防災計画に最新の情報を掲載し、市民への周知に努める。

第3 軟弱地盤等液状化対策の推進

市は、県、大学等の協力を得ながら、地震による液状化が予想される地域の分布状況等の資料（マップ等）の収集に努める。

第4 住宅等の立地の安全確保

- (1) 市は、住宅等に係る確認申請があった際には、当該建築物が災害危険区域等における建築物に該当するか否かを確認し、該当するときには申請者に知らせるとともに、必要な対策を講じるよう申請者及び設計者に対して指導する。
- (2) 住宅開発を行う者は、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に適當でない区域は、開発計画には含めないようにするとともに、地震に弱い盛土部に計画する場合は、耐震対策を講じた設計をする。

第5 二次災害の予防

1 土砂災害危険箇所等の調査・点検等

地盤災害が広範囲にわたって発生するような地震が観測された場合、市は、県が行う土砂災害危険箇所及び対策施設の調査・点検に協力する。異常が発見された場合には、直ちに避難を含めた対策を講じる

2 避難指示の実施等

市は、地滑りの兆候や斜面に亀裂が確認された場合等の危険性が高いと判断された箇所について、県に報告するとともに関係機関や住民に周知し、必要な避難体制の構築又は避難指示を実施する。

また、不安定土砂の除去、仮設防護柵、感知器・警報器等の設置等必要な応急対策を県と連携し、あるいは県に要請して実施する。

3 二次的な土砂災害への対応

土砂災害危険箇所は、植生等で覆われていて崩壊や亀裂などが発見されない場合や、地盤内部で亀裂が発生したり脆弱化したりしている場合があり、必ずしも地表面の点検調査だけでは十分とは言えない。地震発生後において土砂災害が頻発した事例もあるため、市は県と連携して地震発生後の監視を強める体制を整備する。

第6 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害の防止対策の推進に関する法律」に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定に努める。

市は、指定された土砂災害警戒区域において、土砂災害の危険から市民等の安全を確保する対策を講じるよう努める。

1 土砂災害警戒区域における対策

- (1) 知事は、市長の意見を聴いて、土砂災害のおそれがある区域を土砂災害警戒区域として指定する。
- (2) 市が行う警戒区域毎の情報伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する震災対策は、次のとおりとする。

ア 警戒体制については、防災関係機関と連携をとりながら警戒に当たり、情報の収集に努める。

イ 情報伝達、避難、救助等については、第3章第6節「広報計画」、第7節「住民等避難計画」、第14節「救急・救助活動計画」等による。

ウ 区域内に要配慮者関連施設がある場合は、その利用者にも同様の措置を講じる。

(3) 市は、土砂災害ハザードマップを市民に配布し、市民に対して円滑な警戒避難の実施に必要な情報を周知する。また、土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する避難指示等の判断に当たり活用できるよう努める。

2 土砂災害特別警戒区域における対策

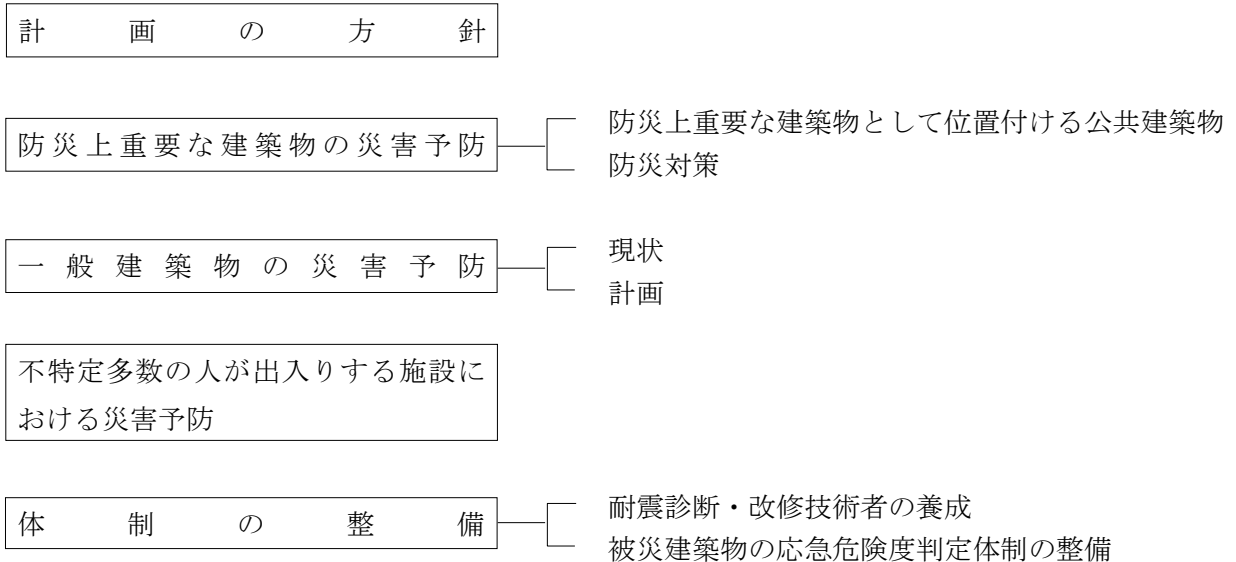
知事は、市長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、次の措置を講じる。

- (1) 宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築物の構造規制
- (3) 砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- (4) 告による移転者への融資、資金の確保

第5節 建築物等災害予防計画

【担当及び関係課】 ◎建設課、総務課、消防本部

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

大規模な地震により、建築物に甚大な被害が発生した場合、市民の生命をはじめ、生活基盤や社会基盤に与える影響は非常に大きい。そのため市は、災害時の復旧活動における拠点施設となる公共施設については耐震性、耐火性の向上及び非常用電源の確保等のバックアップ対策に努める。

また、一般建築物については、所有者への防災対策の総点検や災害予防の重要性についての啓発に努め、耐震性、耐火性の向上を促進する。

さらに、地震発生後の建築物等による二次被害も予想されることから、これを防止する体制についても整備する。

第2 防災上重要な建築物の災害予防

市は、震災時の避難場所あるいは復旧・救援活動の拠点施設として防災上重要な次の公共建築物等については一層の災害予防を推進する。

1 防災上重要な建築物として位置付ける公共建築物

- (1) 災害対策本部が設置される施設（市庁舎等）
- (2) 医療救護活動の施設（病院等）
- (3) 応急対策活動の施設（消防庁舎等）
- (4) 避難収容の施設（学校、体育館、文化施設等）
- (5) 社会福祉施設等（コミュニティセンター等）

2 防災対策

上記1に掲げた建築物は、震災時の応急対策及び避難場所として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としての機能を確保する必要があるため、市は次に示す震災対策を推進する。

(1) 建築物及び建造物の耐震診断・改修の推進

施設管理者は、建築基準法による新耐震基準施行（昭和56年）以前の建築物については、耐震診断の必要性の高い建築物から診断を実施し、必要と認めたものから順次改修等の推進に努める。

また、新耐震基準施行以後の建築物についても、ガラスや天井等、二次部材の破損による内部被害を防止する措置やエレベーターの閉じ込め防止措置を講じる。

(2) 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示すような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- ア 飲料水の基本水量の確保
- イ 非常用電源の基本能力の確保
- ウ 配管設備類の耐震性強化
- エ 防災設備の充実、等

(3) 耐震性の高い施設整備

市は、上記1に掲げる施設を建築する場合、国が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画標準（平成25年制定）」を参考に、耐震性を強化した施設づくりを行う。

(4) 維持管理の重要性

施設管理者は、法令点検等の台帳を整備し、日常点検などの維持管理を行う。

第3 一般建築物の災害予防

1 現状

建築物全般並びに特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔）については、建築基準法などの技術基準により安全の確保が図られてきたが、過去の地震や大火などの経験から防災規定の改正が行われるなど、さらなる安全の実効性が図られてきた。

しかしながら、新耐震基準施行（昭和56年）以前の既存住宅・建築物については、現行法の耐震性が満たされていないものが数多く存在しており、それらの耐震化を推進する必要がある。

2 計画

市は、地震に対する建築物等の安全性を向上させるため、建築関係団体との連携を図りながら次の対策を計画的に講じる。

また、市は平常時より災害による被害が予想される空き家等の状況の確認に努める。

- (1) 一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター等の建築設備について、定期的に当該施設の管理者に調査させ、その結果に基づき防災上必要な指導、助言を行うとともに、エレベーターへの閉じ込め防止が取られるよう啓発・指導する。
- (2) 特殊建築物（集会場、ホテル等）のうち、不特定多数が使用するものについては、消防機関の協力を得て査察を行い、結果に応じて耐震診断、改修等の必要な指導、助言を行う。
- (3) 新耐震基準施行（昭和56年）以前に建築された住宅・建築物については、査察や巡回指導等の

機会を利用して、耐震診断の実施や改修についての啓発・指導を行う。

- (4) 地震時における建築物の窓ガラスや看板等落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路に面する建築物の管理者等に対し、安全確保に関しての啓発・指導を行う。
- (5) 地震によるブロック塀（石塀を含む。）の倒壊等を防止するため、避難路、避難場所並びに通学路を中心に、市街地内のブロック塀の所有者等に対し、安全確保についての啓発・指導を行う。

第4 不特定多数の人が出入りする施設における災害予防

商業ビル、駅舎等の不特定多数の人が出入りする施設については、共同防火管理体制の確立を図るとともに地震被害の防止、軽減を図るため、施設管理者は、前記 第3「一般建築物の災害予防」に加え、防災対策を次のとおり実施する。

- (1) 震災時の混乱防止のための、各種通信手段の活用による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備
- (2) 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備
- (3) 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビルにおける各テナントによる避難時における連携の徹底
- (4) 震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための効果的な広報の徹底
- (5) 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行
- (6) 個々のテナントに対する災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底

第5 体制の整備

1 耐震診断・改修技術者の養成

市は、建築関係団体と連携し、公共建築物の耐震性や既存住宅・建築物の耐震診断等を推進していくため、耐震診断、改修に関する専門技術者を養成する。

2 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

市は、大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材落下等から生じる二次災害を防止し、市民等の安全確保、注意を喚起するため、建物の応急危険度判定を目的とした体制の確立及び資機材の備蓄に努める。

第6節 道路・橋梁等の災害予防計画

風水害対策編 第2章 第5節「道路・橋梁等の災害予防計画」（p 35～）を準用する。

第7節 鉄道事業者の震災対策

風水害対策編 第2章 第6節「鉄道事業者の災害予防計画」（p 38～）を準用する。

第8節 土砂災害予防計画

風水害対策編 第2章 第7節「土砂災害予防計画」（p 40～）を準用する。

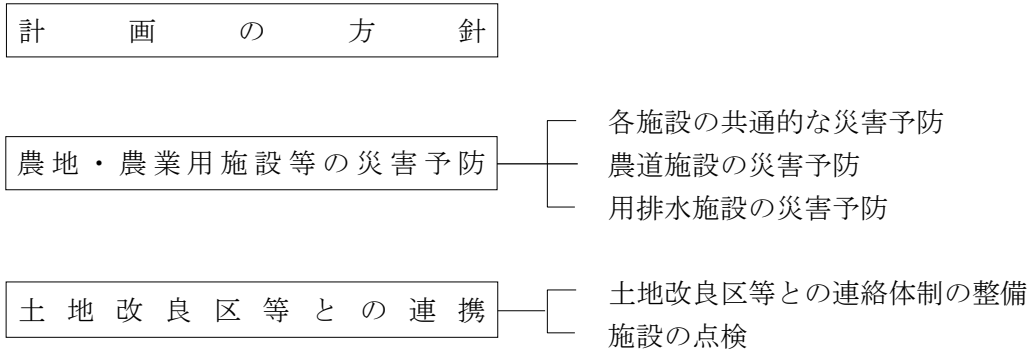
第9節 河川災害予防計画

風水害対策編 第2章 第8節「河川災害予防計画」（p 45～）を準用する。

第10節 農地・農業用施設等の災害予防計画

【担当及び関係課】 農林課

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

市は、地震による農地及び農業用施設等の被災を未然に防止するため、施設毎に耐震性を備えるように設計基準を適用するとともに、耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめ、応急復旧対策活動の円滑な実施が行える予防措置を講じる。

第2 農地・農業用施設等の災害予防

1 各施設の共通的な災害予防

農地・農業用施設等の管理者は、災害予防対策に当たり、次の事項に十分留意する。

(1) 管理体制等の整備

震災時に一貫した管理が取とるよう各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、連絡体制の確立等、管理体制の強化と管理の徹底を図る。また、各管理主体は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により適切な維持管理に努める。

(2) 耐震性の強化

建築物、土木構造物、防災関係施設等の耐震性を確保する必要があり、国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、公共施設の整備を進める。

(3) 施設の点検

震災時に応急措置を施すことができるよう平常時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努めるとともに、緊急点検を行うための点検ルート、点検手順、点検マニュアル等の作成を行う。

(4) 情報管理手法の確立

基幹農道、頭首工、樋門、樋管等の農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

(5) 緊急用資機材の備蓄

緊急用資機材については、防災備蓄拠点に建設業協会等の民間団体と協力し、備蓄に努める。

2 農道施設の災害予防

基幹的な農道及び重要度の高い農道については耐震設計を行い、橋梁については落橋防止装置を設置する。

3 用排水施設の災害予防

耐震性が不十分な施設については、改修時において河川砂防技術基準（案）等に基づき、その強化を図る。

第3 土地改良区等との連携

1 土地改良区等との連絡体制の整備

土地改良区等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、市から土地改良区等への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

2 施設の点検

震度4以上の地震が発生した場合は、土地改良区等と連携して直ちにパトロールを実施し、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡、市民に対する避難のための指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

第11節 防災通信施設の災害予防計画

風水害対策編 第2章 第10節「防災通信施設の災害予防計画」(p 49～)を準用する。

第12節 電気通信施設の災害予防計画

風水害対策編 第2章 第11節「電気通信施設の災害予防計画」(p 51～)を準用する。

第13節 電力供給施設の災害予防計画

風水害対策編 第2章 第12節「電力供給施設の災害予防計画」(p 54～)を準用する。

第14節 ガス施設の災害予防計画

風水害対策編 第2章 第13節「ガス施設の災害予防計画」(p 56～)を準用する。

第15節 上水道施設の災害予防計画

【担当及び関係課】 ◎上下水道課、総務課

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

給水機能の停止は、被災住民の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、被災後の避難や救助活動を実施する上での大きな支障となる。

市は、大規模な災害の発生に伴う、断水・減水を最小限にとどめるため施設面及び体制面の災害予防対策を計画的に実施するとともに、応急対策を円滑に実施するため、平常時において災害時連絡体制の整備、災害対策用資機材の確保、防災広報活動等を実施する。

また、緊急時における飲料水、生活用水（以下、本節において「飲料水等」という）を確保するための必要な措置を講じる。

第2 施設面の災害予防

上水道施設については、水道施設毎に優先度を検討し、目標年度を定め、施設の新設・改良計画に合わせ計画的に水道施設の災害予防対策を推進する。

1 重要施設の耐震化・近代化の推進

災害予防計画の策定に当たっては老朽施設の補強、老朽管の更新等を優先し、水道システム全体としてのバランスを考慮した上で、次の事項の耐震化、近代化事業を推進する。

なお、施設の耐震設計に当たっては、「日本水道協会編：水道施設耐震工法指針解説」に基づき行う。

(1) 浄水場等の建造物の耐震化を図る。

(2) 管路には、強度の高い材質、伸縮可とう継手等の耐震継手及び耐震工法を採用する。

(3) 老朽管路について計画的に更新するとともに、基幹配水管及び病院、避難所等への配水管及び緊急輸送路下埋設配水管に対して優先的に耐震化を図る。

2 バックアップシステムの構築、危険分散

重要施設の複数配置や複数電源の確保によりバックアップシステムの構築に努め、補完機能の強化、危険分散を図るとともに、配水区域のブロック化等により被害区域の限定化、被害の軽減化を図る。

3 施設の長寿命化

老朽化した施設については、長寿命化対策を講じた施設整備を計画的に実施し、その適切な維持管理に努める。

4 その他機械設備や薬品管理における予防対策

(1) 機械・電気及び計装設備の震動による滑動、転倒の防止

(2) 塩素ガス漏出時の中和施設の整備、中和剤の常備

(3) 水質試験用薬品類の震動による破損防止対策、混薬を防止するための分離保管

第3 体制面の整備

平常時から施設の耐震性調査や被害想定等を行い、これに基づき、緊急時の応急対策マニュアルの策定、職員に対する教育・訓練の実施等により、体制面での整備に努める。

1 水道施設の耐震性総合調査及び定期点検

現状の水道施設及び地盤等の耐震性について総合的に調査し、必要に応じ補強するとともに、定期的な点検により機能維持を図る。

2 地震による水道施設及び需要者の被害想定

地震の規模、地盤の状況等から水道施設の被害規模等を想定し、給水目標及び応急対策計画の策定に努める。また、震災直後の被害状況を見積るための情報を収集する体制を確立する。

3 応急対策マニュアルの策定

応急給水、応急復旧等のマニュアルを策定するとともに、地震発生時において迅速かつ適切な応急

対策を行うための従事者の動員表、役割分担表を作成しておく。

4 職員に対する教育及び訓練

(1) 教育

計画的な研修会、講習会を開催することにより、震災時における判断力の養成、防災上必要な知識及び耐震性継手を有する管の施工等の技術の向上、人材の育成に努める。

(2) 訓練

緊急時に迅速かつ的確な対応が取れるよう、平常時において総合訓練、各種訓練（動員訓練、情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練、応急復旧訓練等）を行う。

5 図面・災害予防情報の整備等

(1) 拠点給水所、避難場所、想定避難者数等の情報を盛り込んだ応急復旧地図（住宅明細図、配管図等）を作成するとともに、緊急時において必要な図面を現場で使用できる体制の整備に努め、定期的に情報の更新を行う。

(2) 水道事業者相互間で、災害予防情報の整備を図る。

(3) パソコン等のO A機器のバックアップシステムを構築し、補完機能を強化するよう努める。

6 関係行政機関との連携及び連絡調整

(1) 耐震貯水槽の整備に当たっては消防、学校、公園等の関係課との役割分担、連絡調整を図る。

(2) 応急給水、応急対策用車両の緊急通行車両への指定、確認について警察との連絡調整を図る。

7 水道用機材の規格の統一

水道用機材は、日本工業規格（J I S）及び日本水道協会規格（J W W A）に統一するとともに、予備機材の備蓄に努める。

第4 災害時連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立を図るとともに、震災により通信不能になることを避けるため、通信手段の多様化に努める。

第5 災害対策用資機材等の整備

1 応急給水用資機材等の整備

計画的に緊急浄水器、給水車、給水タンク、仮設水槽、ポリ容器及びポリ袋、消毒剤等の応急給水用資機材の整備に努める。

2 応急復旧用資機材等の整備

計画的に次の事項に配慮し、応急復旧用資機材の整備に努める。

(1) 発電機、漏水発見器等の応急復旧用機械器具の整備

(2) 配水管、ジョイント等の応急復旧用資材の備蓄

(3) 広域ブロック圏別での整備、備蓄の推進

(4) 資機材の製造及び取扱業者等との事前協定による復旧用資機材等の緊急調達計画の策定

(5) 作業員の安全装備等の常備

また、緊急時に備えるため、資材メーカーリストを作成しておく。

第6 防災広報活動

震災時の活動を円滑に進めるため広報活動体制を整備するとともに、平常時から防災広報を継続的に実施する。

1 市民に対する広報、啓発活動

災害時の活動を円滑にするため、市民、自治会等に対し、平常時から防災体制及び飲料水等の確保方法等について周知するため、次のような事項を盛り込んだ広報紙、パンフレット等を配布し、防災意識の啓発に努める。

(1) 非常用飲料水の確保

家庭での非常用飲料水（1人1日303日分）の確保及び備蓄の方法（容器、量、保管方法、交換時期等）

(2) 浴槽の水の汲み置き

風呂の残り湯の非常時における生活用水や防火用水への利用

(3) 水質についての説明

備蓄水の水質劣化の説明と煮沸の必要性

2 自治会等への防災活動の研修

自治会や自主防災組織に対し、応急給水計画を周知するとともに、共同訓練等により防災活動の研修を充実させ、緊急時における支援体制の確立に努める。

3 医療施設等への周知

医療施設、福祉施設等に対し、震災直後における飲料水の備蓄（受水槽での必要容量の確保）及び受水槽等の耐震性の向上について広報、指導に努める。

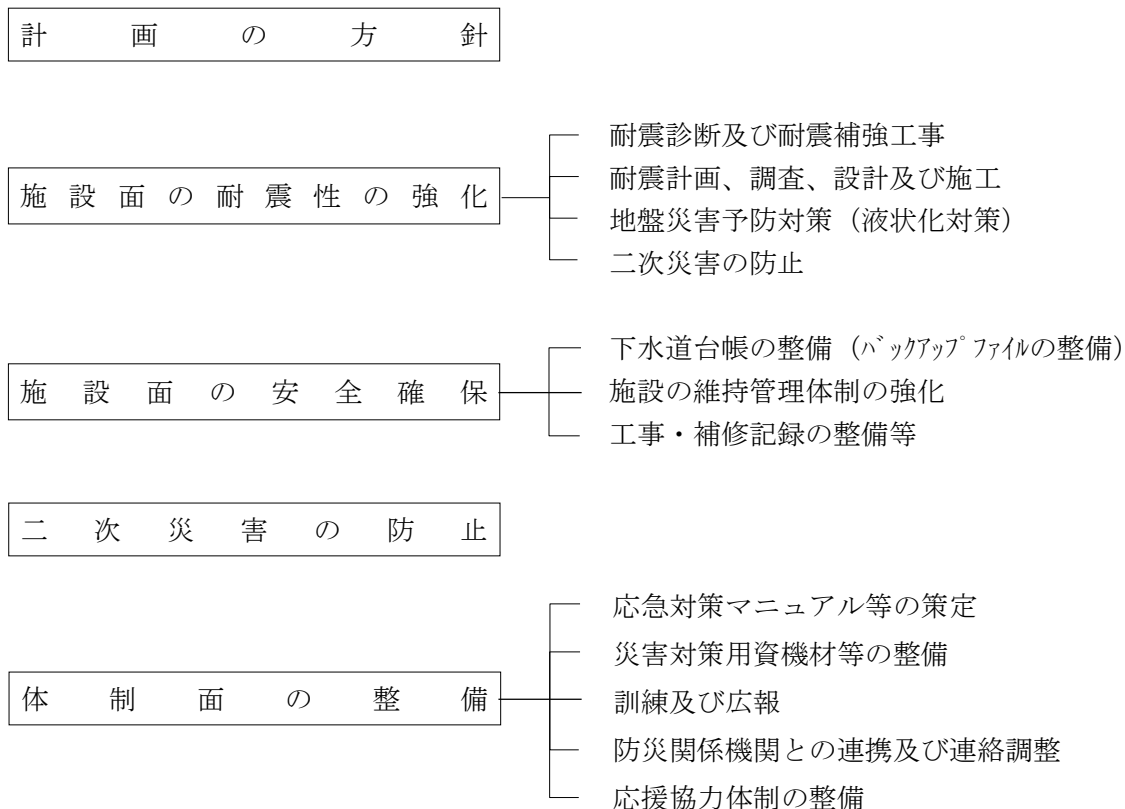
第7 応援協力体制の整備

地震により広範囲にわたり給水が停止し、応援が必要となる場合は、（公社）日本水道協会新潟県支部で定めている「水道災害相互応援要綱」に基づき応援要請を行う。

第16節 下水道施設の災害予防計画

【担当及び関係課】 ◎上下水道課、総務課

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

下水道施設は、ライフライン施設として市民の生活基盤の一翼を担うものであるが、被災時には多くの場合に補修・復旧が困難であり、市民に与える影響が大きい。

このため、市は、震災時における下水道施設の被害を最小限にとどめ、下水の排除と安定した処理を速やかに確保するため、既存施設の定期的保守点検の励行、耐震強化による被災予防の推進、災害対策資材の確保や他機関との連絡協議の整備、平常時における広報等を実施する。

第2 施設面の耐震性の強化

1 耐震診断及び耐震補強工事

市は、地震発生時の下水道施設の被害を低減又は防止するため、施設の耐震性を把握し、弱点箇所について年次計画を立て、耐震性診断及び対策工法の検討を行うとともに、必要に応じて耐震補強工事を行う。

2 耐震計画、調査、設計及び施工

市は、下記の事項について耐震対策を検討する。

(1) 計画

ア 重要幹線や下水処理場内の水路等の複数系列化

重要幹線、下水処理場の重要な水路及び配管、あるいは汚泥圧送管等が破裂すると、システム全体の機能が長期にわたり停止することになる。これを避けるため、重要幹線の二条化や処理場内の重要な水路等の複数系統化を図る。

イ 下水道施設のネットワーク化

下水道施設が損傷した場合にその機能を代替できるよう、管渠、ポンプ場、下水処理場のネットワーク化を図る。

(2) 設計

ア 管路は、地盤状況に応じて管きょ周辺の地盤改良の実施や可とう管及び可とう性継ぎ手等を採用する。

イ 処理場・ポンプ場における構造物及び配管の継ぎ手部は、可とう性、伸縮性及び止水性を有する継ぎ手を採用する。

3 地盤災害予防対策（液状化対策）

地震による下水道施設の被害の要因として、地震の特性及び地形等が重要な要素を占めており、なかでも新潟地震等にみられるように地盤の液状化による施設被害が大きいものと予測される。したがって、施設の構造は、液状化対策や耐震対策の備わった構造にする。

4 二次災害の防止

市は、震災時において、下水道各施設の損傷の拡大及び機能の低下を最小限に食い止める。

また、これらの被害に伴う災害、例えばポンプ場及び処理場内での各種薬品類、重油及びガス等の燃料の漏えい、その他の二次災害が生じないように整備を図る。

第3 施設面の安全確保

1 下水道台帳の整備（バックアップファイルの整備）

下水道台帳（調書、一般図、施設平面図）については、地震発生時における調査及び復旧時の作業が迅速に対応できるよう、遠隔地に複数管理（バックアップ）して、資料の安全性の向上を図る。

2 施設の維持管理体制の強化

下水道施設について計画的に点検・パトロール等を実施し、災害時において適切な対応が行えるよう、施設の維持管理体制の強化を図り、機能状況の把握に努める。

3 工事・補修記録の整備等

下水道施設に関する維持補修及び施設改良の記録が、震災時において有効に活用できるよう整備しておく。

第4 二次災害の防止

震災時においては、下水道各施設の損傷の拡大及び機能の低下を最小限に食い止めるとともに、これらの被害に伴う関連施設等への二次災害が生じないように整備を図る。

また、ポンプ場や処理場内における各種薬品類・重油・ガス等の漏えい等、施設で想定される二次災害についても生じないように対応に努める。

第5 体制面の整備

1 応急対策マニュアル等の策定

震災時において迅速に応急体制を確立し適切な応急対策を実施するため、応急復旧等のマニュアル及び手順書の整備・更新を図る。

2 災害対策用資機材等の整備

災害対策用資機材等については、想定される被害の内容を考慮して、平常時から計画的な備蓄に努める。また、所管の資機材だけでは対応できないことが予想（独自に確保できない資機材等を含め）されるため、防災担当部署を通じて加茂市建設業協会等に応援要請を行うとともに、他の下水道施設管理者・下水道事業団等の協力も得ておく。

3 訓練及び広報

職員に対しては、防災体制、応急復旧対策等について総合的な訓練を実施する。

また、災害時の活動を円滑に進めるため、平常時から市民に対して、下水道の役割や被災時の対応などについて広報し、防災意識の啓発に努める。

4 防災関係機関との連携及び連絡調整

下水道施設の調査、復旧においては、防災関係機関との連携及び連絡調整を行う必要があるため、防災関係機関及び加茂市建設業協会等と可能な限り事前協議を行い、連絡・協力体制についての整備を図る。

5 応援協力体制の整備

下水道関連業者等とは、あらかじめ次の応援協力体制についての整備を図る。

- (1) 災害対応組織
- (2) 災害対応協力体制
- (3) 非常配備体制
- (4) 緊急時における連絡手段の確保

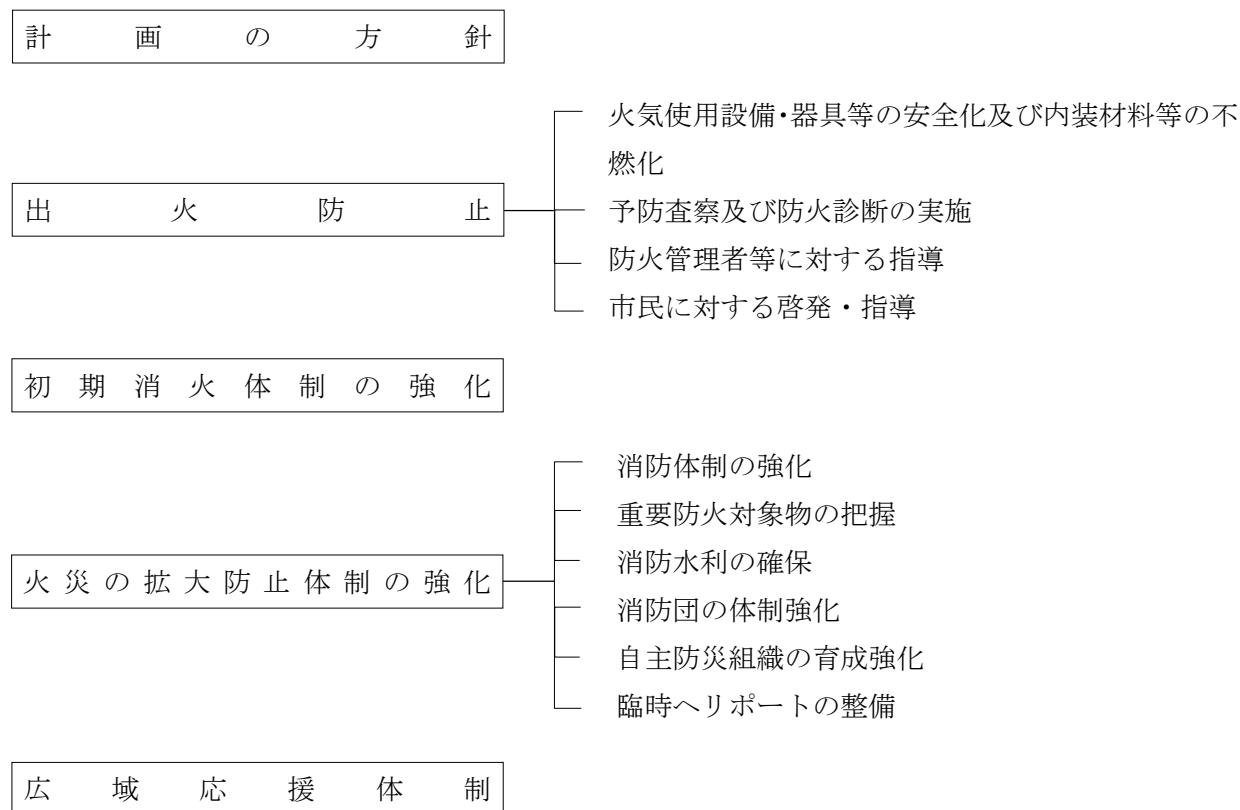
第17節 危険物等施設の災害予防計画

風水害対策編 第2章 第16節「危険物等施設の災害予防計画」(p.65～)を準用する。

第18節 火災予防計画

【担当及び関係課】 ◎消防本部、総務課

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

地震発生時における同時多発火災に備えるため、市及び消防機関は火災予防体制等の充実を図るとともに、地震及び防火に関する知識の普及に努める。

第2 出火防止

地震発生時には火気使用設備・器具等から出火する危険性が極めて高いことから、地震発生時ににおいて速やかに出火防止のための処理を行うことにより、出火率は大幅に低減する。このことから、市及び消防機関は、火災予防運動、消防訓練等の機会を通して、地震発生時の出火防止に努める。

1 火気使用設備・器具等の安全化及び内装材料等の不燃化

市及び消防機関は、火災の発生を予防するため、次の方法等により建築物での火災防止の推進を図る。

(1) 火気使用器具の安全管理の指導

(2) 液体燃料を使用する火気使用器具の耐震安全装置の設置及び機能維持の指導

- (3) 常時火気を使用する施設の管理の指導
- (4) 火気を使用する事業所、不特定多数の出入りする事業所への指導の強化
- (5) 建築物の内装材料、家具調度品、装飾品等の不燃化の指導

2 予防査察及び防火診断の実施

消防機関は、地震発生による被害拡大に備え、特に防災対策が必要な飲食店、スーパー等の大規模小売店、工場及び作業場等で多数の火気を使用する防火対象物に対し、重点的に予防査察を実施する。

また、その他の事業所及び一般住宅等についても防火診断等を通じて出火防止の指導を行うとともに、施設管理者等に対して地震発生時における出火防止対策の徹底を図る。

3 防火管理者等に対する指導

消防機関は、事業所の防火管理者及び施設の管理者に対し、次の火災予防対策を講じるよう指導する。

- (1) 防火管理者等を置く事業所における消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知・徹底
- (2) 救出、救護知識の普及及び必要な資機材の整備
- (3) 防火管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育
- (4) 実践的かつ定期的な訓練の実施
- (5) 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止装置の設置
- (6) 病院、社会福祉施設等、要配慮者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等、不特定多数の者が利用する施設におけるスプリンクラー設備等の適正な設置

4 市民に対する啓発・指導

市及び消防機関は、市民の防火に関する知識及び地震に対する備えなどの普及のため、次の事項についての啓発・指導に努める。

- (1) 自治会や市が実施する消防訓練等への積極参加
- (2) 消火器、消火バケツ等の消火器具の普及
- (3) 家具類の転倒、日用品等の落下防止措置の徹底
- (4) 耐震自動消火装置付火気器具の普及及び点検整備の推進
- (5) 台所など火を使う場所の不燃化
- (6) カーテン、じゅうたん等の防災製品の普及
- (7) 灯油等危険物の安全管理の徹底
- (8) 住宅用火災警報器及び感震ブレーカーの普及と維持管理の指導
- (9) 通電火災に関する知識の普及

第3 初期消火体制の強化

消防機関は、初期消火体制の確立を図るため、家庭、事業所等（自主防災組織及び自衛消防組織）に対して火災予防査察、消防訓練の機会を通じ初期消火活動の重要性を認識させ、次の対策を指導する。

- (1) 防火管理者を置く事業所に対しては、消防計画に基づく各種訓練等を通じて指導する。
- (2) (1)以外の事業所及び市民に対しては、地域における消防訓練への参加促進及び印刷物等の配布による防災意識及び防災活動の向上を図る。

第4 火災の拡大防止体制の強化

地震時には、同時多発火災の発生と延焼による火災の拡大が予想されることから、消防力の充実強化を図り、その被害の軽減に努める。

1 消防体制の強化

(1) 消防力の整備・充実

市は、消防職員及び消防車両等について、消防力の基準に対する充足率を満たすよう各種助成制度を活用し、その整備・充実に努める。

(2) 震災時の体制

消防機関は、震災時における要員の迅速な確保を図るため、あらかじめ職員の参集基準及び参集方法について定めておく。

2 重要防火対象物の把握

消防機関は、危険物施設、消火優先地域、災害救護用物資の貯蔵施設等の重要防火対象物について、優先的に迅速な火災防御活動を行うため、それらの施設の所在を明記した地図を整備しておく。

3 消防水利の確保

同時多発火災及び大規模火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、多元的な消防水利の確保が重要となる。このため消防機関は、消火栓のみに頼ることなく地域の実情に即した次のような水利の確保を図る。

(1) 河川の利用

(2) 農業用水、プール等の活用

(3) 消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽の設置

4 消防団の体制強化

(1) 市及び消防機関は、市民や事業所に対して消防団活動への理解を深め協力を得るため、広報活動の更なる充実を図る。

(2) 市及び消防機関は、迅速、効率的な消防活動の実施のため、通信設備及び消防ポンプ自動車等を整備するなど機動力の強化を図る。

5 自主防災組織の育成強化

市は、県と連携して、地域の自主防災組織の育成強化と防火防災教育を実施・支援することにより、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。併せて消防団との連携を促進する。

6 臨時ヘリポートの整備

大規模災害発生時には、ヘリコプターによる消火活動を依頼することも必要となってくる。このため市は、災害発生時の臨時ヘリポート予定地として、資料編に掲げるヘリポート適地を指定しているが、これらの施設については災害時にヘリポートとして利用可能な状態に整備しておく。

第5 広域応援体制

消防機関は、単独では対処不可能な災害の発生に備え、隣接消防本部等と消防相互応援協定の締結に努める。

第19節 廃棄物処理体制の整備計画

【担当及び関係課】 環境課

〔計画の体系〕

計 画 の 方 針

災 害 廃 棄 物 処 理 計 画 の 策 定

災害廃棄物処理計画の策定
市民への周知・啓発

一 般 廃 棄 物 処 理 施 設 の 耐 震 化 等

施設の耐震化
応急復旧の資機材備蓄等

協 力 体 制 の 整 備

市 民 の 役 割

県 の 役 割

第1 計画の方針

市は、震災時を想定したごみ及びし尿の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、平常時から市民に対し協力を求める事項について周知する。併せて一般廃棄物処理施設の耐震化及び応急復旧対策の整備に努める。

県は、市からの要請に備え、市町村間等の広域処理体制や関係団体、近隣他県、国との協力体制を整備する。

第2 災害廃棄物処理計画の策定

1 災害廃棄物処理計画の策定

市は、震災時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、市民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の配置計画、ごみ・し尿の収集、処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

2 市民への周知・啓発

市民に協力を求める事項（ごみの排出方法等）について、防災訓練等を通じて周知・啓発を行う。

第3 一般廃棄物処理施設の耐震化等

1 施設の耐震化

施設の更新時等に耐震化を図るとともに、震災時での廃棄物の大量処理を想定し、処理能力に一定程度の余裕を持った施設の整備に努める。

2 応急復旧の資機材備蓄等

応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等との連絡協力体制について整備する。

第4 協力体制の整備

近隣市町村、関係機関等との災害時応援協定等により、災害廃棄物処理に関する協力体制を整備するとともに、地域の市民組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

第5 市民の役割

- (1) 各家庭において、住宅の耐震化、タンスの固定化など、地震による家屋の損壊及び家具・家財等の破損の防止に努める。
- (2) 市が周知する震災時の廃棄物の排出方法等を理解し、震災時での廃棄物処理に協力できるよう努める。

第6 県の役割

次の広域処理体制について整備する。

- (1) 県内市町村間の広域処理体制
- (2) 関係団体との協力体制
- (3) 近隣他県との協力体制

第20節 救急・救助体制の整備計画

風水害等対策編 第2章 第21節「救急・救助体制の整備計画」(p 80～)を準用する。

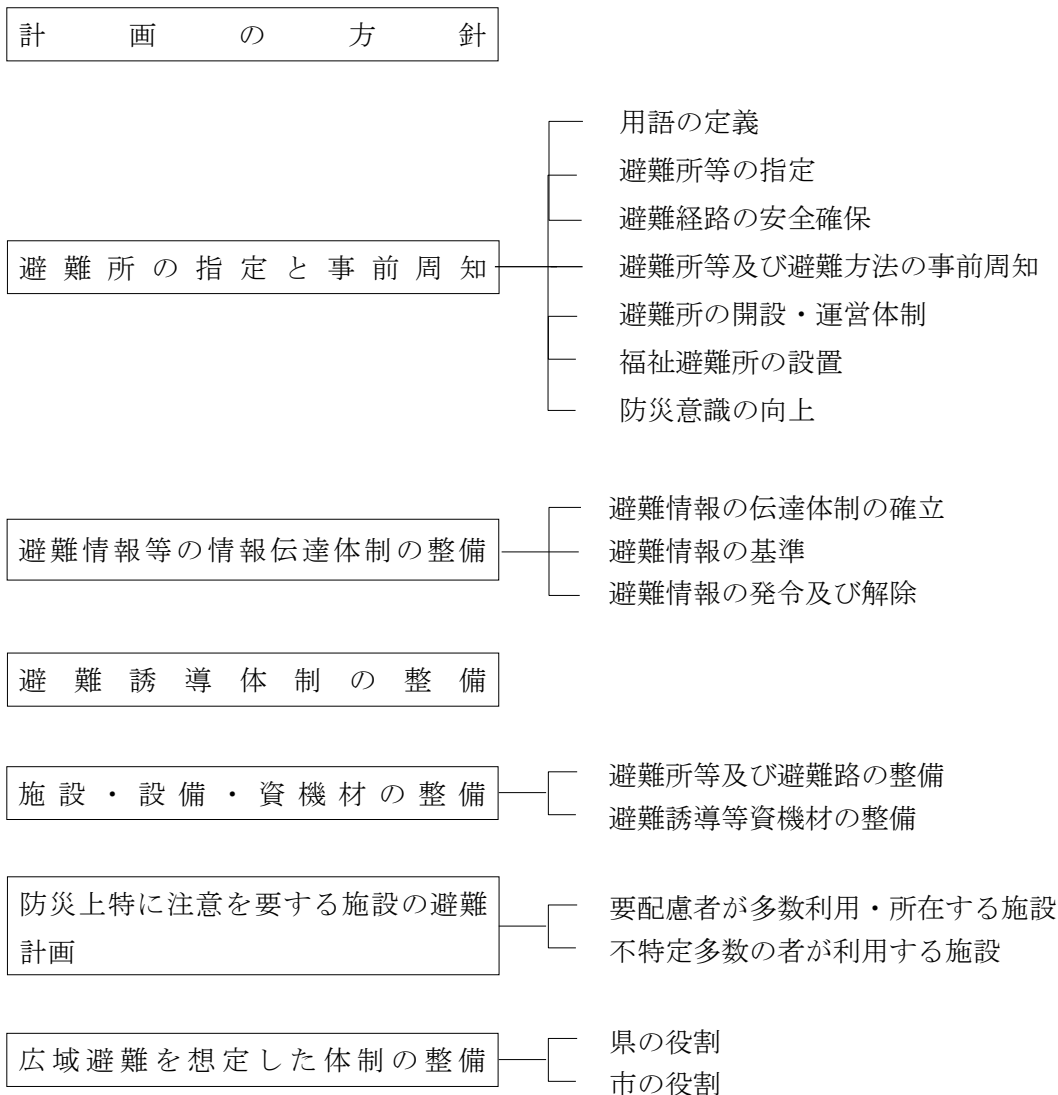
第21節 医療救護体制の整備計画

風水害等対策編 第2章 第22節「医療救護体制の整備計画」(p 83～)を準用する。

第22節 避難体制の整備計画

【担当及び関係課】 ◎総務課、健康福祉課、こども未来課

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

震災は、二次災害と相まって大規模かつ広域的なものとなるおそれがあり、災害による人的被害を最小限に抑えるため、あらかじめ市民等への適切な事前避難及び避難途中・避難先での安全確保対策を主眼とした避難計画を定めておく必要がある。

市は、この避難計画を作成し、あらかじめ避難場所を定めて市民に周知しておくとともに、避難路となることが予想される経路の安全確保に努める。

第2 避難所の指定と事前周知

公共的施設等を対象に、その管理者（設置者）の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」（以下、本節において「避難所等」という）として指定するとともに、市民にその位置等を周知徹底しておく。

1 用語の定義

(1) 指定緊急避難場所

震災による危険が切迫した状況において、市民等が緊急に避難する際の避難先として位置付けるもの、市民等の生命の安全の確保を目的とするものであり、市長が一定の基準を満たす施設又は場所を指定する。（災害対策基本法 第49条の4）

(2) 指定避難所

災害の危険性があり避難した市民等を震災の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、又は震災により家に戻れなくなった市民等を一時的に滞在させることを目的とした施設であり、市長が指定する。（災害対策基本法 第49条の7）

2 避難所等の指定

本市における避難所等は、資料編「避難施設一覧」のとおりである。また、今後において施設の老朽化、人口動態の変動等により見直しを図る場合には次の点に留意して指定を行う。

- (1) 市民を安全かつ効率的に避難所等へ避難させるため、土砂災害警戒区域等を踏まえ、自治会等の同一の避難行動を取るべき避難単位に設定することとし、要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に避難所等を確保すること。
- (2) 地震・浸水・延焼・土砂災害等災害種別を考慮した施設の安全性を確保すること。
- (3) 公園等避難場所の指定に当たっては、火災の輻射熱を考慮した広さを確保すること。
- (4) 危険物を取り扱う施設などが周辺にないよう配慮すること。
- (5) 放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備を有するものであること。
- (6) 一旦避難した避難所等に更に危険が迫った場合に、他の避難所等への移動が容易に行えること。
- (7) 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努める。
- (8) 避難施設においては、停電・断水、電話の不通等の事態に耐えられる施設の整備に努める。
- (9) 避難施設においては、避難者の長期滞在に備え、必要な環境整備に努める。

3 避難経路の安全確保

市は、避難所等への避難路の安全を確保するため、次のことに留意する。

- (1) 避難所等へ至る主な経路となることが予想される複数の道路について、十分な幅員を確保し、火災の延焼、浸水、土砂災害等による危険が及ばないようにする。
- (2) 道路に面する構造物等が避難時に支障とならないよう、沿道の土地所有者や施設管理者に対し啓発及び指導を行う。

4 避難所等及び避難方法の事前周知

避難所等を指定したときは、避難所等の位置及び避難に当たっての注意事項等について、次の方法等により市民への周知徹底を図る。

- (1) 標識、誘導標等の設置
- (2) 広報紙、チラシ配布等
- (3) 防災訓練等の実施
- (4) 市のホームページ掲載
- (5) ハザードマップ配布等
- (6) テレビ（データ情報含む）

5 避難所の開設・運営体制

地震発生時には次の点に留意し、速やかに避難所を開設し、適切に運営を行うことにより市民の安全を確保する。

- (1) 夜間・休日でも直ちに施設を解錠できるよう、できるだけ近隣の居住の市民に鍵の管理を委託する。
- (2) 避難所管理に当たる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。
- (3) 避難所開設の初動対応をあらかじめ計画しておくよう努める。
- (4) 避難所には、避難者が必要とする物資や非常食等を事前に配置するよう努める。
- (5) 避難所の開設・運営について、自主防災組織等、地域の市民組織と事前に協議しておくよう努める。
- (6) 避難所の開設状況について、市民に速やかに伝達する。
- (7) 要配慮者に対するケア、男女及び性的少数者のニーズの違いへの配慮、女性や子ども等の安全対策、感染症対策及び愛玩動物対策等を盛り込んだ避難所開設運営マニュアルの整備に努める。

6 福祉避難所の設置

一般の避難所において対応が難しい要配慮者を受入れる避難施設をあらかじめ指定しておき、要配慮者のケアに配慮する。

- (1) 障がい者等、一般の避難所での共同生活が難しい要配慮者のための「福祉避難所」をあらかじめ指定する。
- (2) 福祉避難所は、バリアフリー化など避難した要配慮者の生活に支障が少ないよう整備された施設であることを要する。
- (3) 福祉関係機関と協議し、福祉避難所開設時の必要要員の配置等を事前に定めるよう努める。

7 防災意識の向上

日頃から県や関係機関と連携し、市民へ広報活動を進めるとともに防災意識の向上を図る。

また、定期的な防災訓練を行うとともに、市民主体の防災訓練等を支援し、防災意識の向上を図る。

第3 避難情報等の情報伝達体制の整備

1 避難情報の伝達体制の確立

- (1) 気象警報等について、夜間・休日を含めた受信・対応体制を整備する。
- (2) 防災行政無線等、市民・企業等へ避難情報を迅速・確実に伝達する手段を整備する。特に、学校、要配慮者関係施設等の管理者への確実な情報伝達が確保できるよう留意する。
- (3) 在宅の要配慮者に対する避難情報の伝達については、福祉関係機関や自主防災組織と協議し、

その方法を計画する。

(4) 避難情報の理解及び市民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図る。

避難情報の類型

種 類	内 容	根拠条文等
避 難 指 示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認める地域の居住者に対し、避難のため立ち退きを指示する行為	災害対策基本法 第3節「事前措置及び避難」第60条

2 避難情報の基準

地震により引き起こされた浸水、がけ崩れ等地盤災害、火災の延焼などにより、市民等の安全のため必要があると認めるときは、当該地域の市民等に対し、「避難指示」を行い、避難を促す。

避難指示の実施責任区分

区分	実施責任者	措置	実施の基準
避 難 指 示	市長又は知事 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	地震が発生した場合において、特別な必要があると認められるとき 〔知事の場合は市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき〕
	知事及びその命を受けた職員 (地滑り等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき
	警察署 (災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条)	立退き及び立退き先の指示	地震が発生し、二次災害等が発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき
	自衛官 (自衛隊法第94条)		被害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要な措置を取る

3 避難情報の発令及び解除

震災時における避難情報の発令と解除に当たっては、次のことに留意して地震発生時に迅速かつ的確に対応する。

(1) 避難指示等の発令

ア 災害の的確な情報収集、早期の避難指示等の発令及び迅速な伝達

特に、障がい者に対する的確に情報が伝わるよう、様々な障がい特性に配慮し、伝達方法を工夫すること。

イ 適切な避難場所への誘導と避難誘導員等の指定

ウ 要配慮者、旅行者等への配慮と避難介助

エ 迅速な避難誘導のための自主防災組織等の指導育成

オ 避難路や避難場所の安全確認のための職員の指定

- カ 避難所の設営及び運営のための職員の指定
- キ 避難指示等の発令を行った場合の知事への報告
- (2) 避難指示等の解除
 - ア 適切な避難指示等の解除と伝達方法
 - イ 知事への報告

第4 避難誘導体制の整備

- (1) 消防機関、消防団、自主防災組織等と協力し、避難指示等が発令された際に市民が集団で避難できるよう、消防団、自主防災組織等による避難誘導体制を、地区単位であらかじめ決めておく。
- (2) 在宅の要配慮者の安全・確実な避難のため、福祉関係者と協力して「避難支援プラン」を策定するとともに、個別避難計画の作成に努める。
- (3) 避難所、福祉避難所、介護施設等から、避難者に応じて最も適切な避難場所を見極め、誘導する手法について検討しておく。

第5 施設・設備・資機材の整備

1 避難所等及び避難路の整備

避難所等及び避難路については、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備の整備に努める。

- (1) 避難所等及び避難路の整備、避難所施設の耐震化の推進
- (2) 断水時でも使用可能なトイレ、停電時でも使用可能な構内放送・照明設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な通信機器等、避難の実施に必要な施設・設備の整備
- (3) 食料・水（給水用機材）・照明設備（非常用電源）・毛布等、避難生活に必要な物資の配備
- (4) 緊急物資、救急・救助・医療・防疫用資機材等の備蓄倉庫、備蓄場所の整備、救援物資の一時集積場所の確保
- (5) 要配慮者に対するケア、男女及び性的少数者のニーズの違いへの配慮、女性や子ども等の安全対策、感染症対策及び愛玩動物対策等に配慮した避難場所への誘導標識の整備と避難施設の環境整備
- (6) 避難場所、避難所のバリアフリー化の推進
- (7) 避難所のトイレの一部洋式化

2 避難誘導等資機材の整備

震災時の適切な避難誘導のため、次の避難誘導、応急対策のための資機材等の整備に努める。

- (1) 震災時の的確な情報収集と適切な伝達のための防災無線（移動系・同報系）等
- (2) 応急対策のための救助工作車、救急車、照明車両等の救急救助資機材

第6 防災上特に注意を要する施設の避難計画

1 要配慮者が多数利用・所在する施設

学校、保育園等、社会福祉施設の管理者は、次の事項を考慮し避難計画を策定しておく。

- (1) 地域の実情に応じた避難場所（市指定の避難所等）、経路、誘導及びその指示伝達の方法
- (2) 入所者、自力避難の困難な要配慮者の避難誘導方法及び自治会、事業所等の協力体制
- (3) 集団的に避難する場合の避難所等の確保、保健衛生、給食の実施方法
- (4) 家族等への安否の連絡及び引き渡し方法

2 不特定多数の者が利用する施設

大規模小売店、興業場、ホテル、旅館、その他の施設の設置者又は管理者は、次の事項を考慮し避難計画を策定しておく。

- (1) 施設外の状況についての利用者への的確な情報伝達
- (2) 利用者の施設外への安全な避難誘導

第7 広域避難を想定した体制の整備

1 県の役割

県は、広域避難に係る市町村の調整を、次に掲げる項目により行う。

(1) 他市町村への広域避難の発生に備えるための体制整備の支援

市民が安全に避難できるよう、情報伝達体制の整備や避難市民の移送に必要な車両等の状況について、関係機関と情報交換の上、各市町村に情報提供を行う。

(2) 広域避難の受入に備えるための市町村の体制整備の支援

市民が避難を安全に行えるよう、あらかじめ各市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）等を把握する。また、避難先として旅館及びホテルの借上げについては、県が県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結する。

2 市の役割

市は、広域避難に係る体制の整備を、次に掲げる項目により行う。

(1) 他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備

ア 避難の際に必要な市民への情報伝達を迅速に行えるよう体制整備に努める。

イ 国・県及び他市町村と連携し、避難市民を迅速に把握し、避難者が避難先で必要な情報や支援サービス等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備に努める。

(2) 広域避難の受入に備えた体制整備

ア 避難所等を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難市民を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

イ 避難市民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報の伝達や支援・サービスを容易かつ確実に行うことができる体制の整備に努める。

第23節 要配慮者の安全確保計画

風水害等対策編 第2章 第24節「要配慮者の安全確保計画」（p 95～）を準用する。

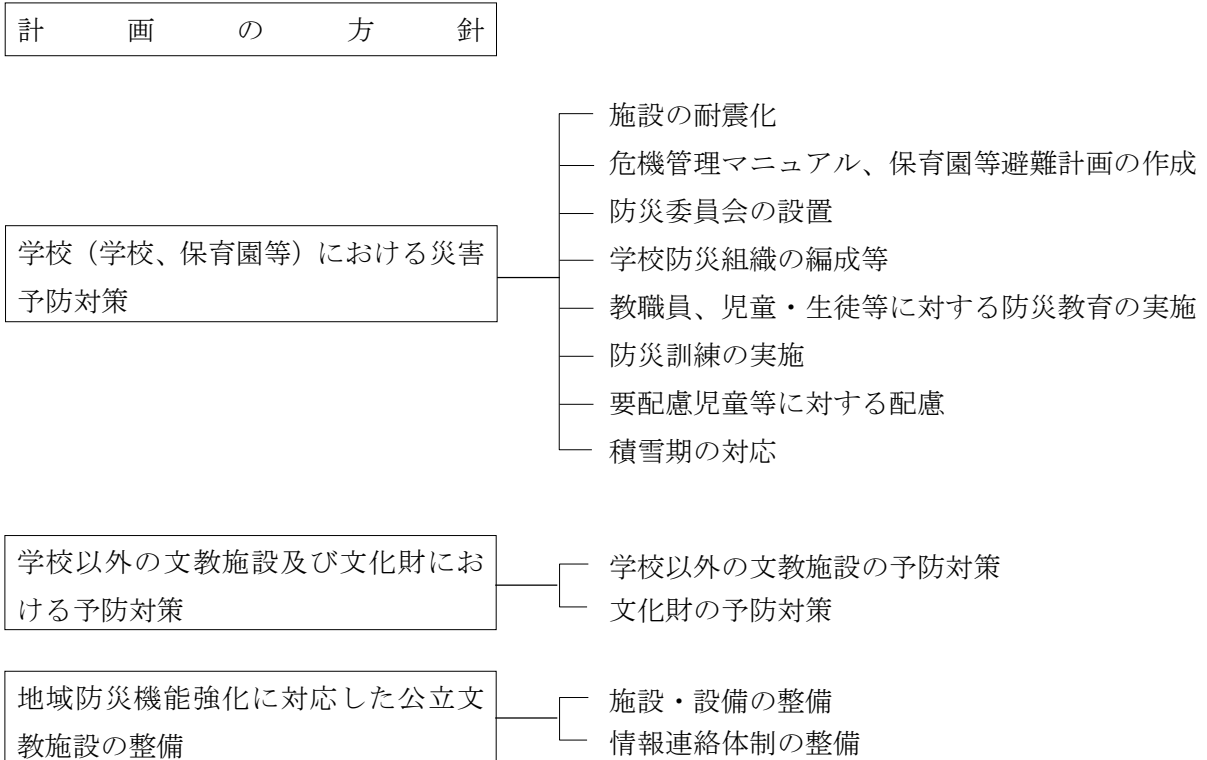
第24節 食料・生活必需品等の確保計画

風水害等対策編 第2章 第25節「食料・生活必需品等の確保計画」（p 101～）を準用する。

第25節 文教施設における災害予防計画

【担当及び関係課】 教育委員会全課、こども未来課

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

大規模な地震が発生した場合に、学校をはじめとする文教施設及び文化施設が被害を受けることが予想される。このため、教育委員会や学校等は、児童、生徒、学生、教職員、入館者・施設利用者、施設職員等の安全を確保する体制と施設や収納物の保全に関する体制の整備に努める。

また、地域における防災機能の強化を図るためにも、学校等文教施設の管理者は、本防災計画に従い、施設・設備の整備に努める。

第2 学校（学校、保育園等）における災害予防対策

1 施設の耐震化

学校、保育園、幼稚園、認定こども園の設置者は、校舎、体育館、プール、遊戯室等の施設について、その安全性の向上のため、その必要な耐震性を確保する必要がある。このため、新耐震設計基準（昭和56年6月施行）前の基準により建築された建物等について耐震診断又は耐力度調査を行い、施設の状況に応じた補強・改築等に努め、十分な耐震強度を確保する。

2 危機管理マニュアル、保育園等避難計画の作成

学校は、地震発生に備え、文部科学省が示す手引き等を参考に、下記の予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校の危険等発生時対処要領（以下「危機管理マニュアル」）を作成する。

保育園、幼稚園、認定こども園も、次の予防対策及び応急対策を盛り込んだ保育園等避難計画を作成する。

区 分	主 な 項 目
予防対策	(1) 防災組織の編成 (2) 施設・設備等の点検・整備 (3) 防災用具等の整備 (4) 防災教育の実施 (5) 教職員の緊急出動体制 (6) 家庭との連携 等
応急対策	(1) 災害発生が予想されるとき事前休校、授業短縮措置等 (2) 災害発生直後の児童・生徒の安全確保 (3) 避難誘導 (4) 児童・生徒の安全確認 (5) 気象情報の収集 (6) 被害情報の収集 (7) 被害状況等の報告 (8) 下校措置又は保護継続 (9) 避難所開設・運営の協力 (10) 教育活動の再開 (11) 被災時の「こころ」のケア 等

3 防災委員会の設置

学校は、危機管理マニュアルの作成や見直しについて検討するとともに、危機管理マニュアルに定められた事項等について教職員の共通理解及び周知徹底を図るため、防災委員会を設置する。

4 学校防災組織の編成等

学校は、学校防災組織の編成等に当たって、次の点に留意する。

(1) 学校防災組織の編成

災害発生時に対応する教職員の役割分担を定めておく。また、担当教職員が不在の場合の代行措置も明確にしておく。

(2) 施設・設備等の点検・整備

学校の施設・設備等は定期的に安全点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強・補修を実施する。

特に、児童・生徒等の避難に際しての危険防止のため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー、棚等の転倒防止、塀の倒壊防止等の必要な措置を行うとともに、非常用電源の確保に努める。また、防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も日頃から定期的に行っておく。

さらに、雪囲い用の資材が倒れることのないようにしておくとともに、積雪時は、除雪を十分に行い避難路を確保しておく。

(3) 防災用具等の整備

ア 医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

イ 児童・生徒等及び教職員名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備し、常に人員把握等ができるようにしておく。

(4) 教職員の緊急出動体制

校長及び園長は、夜間・休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出動体制を決め教職員に周知しておく。

(5) 家庭との連絡

あらかじめ保護者と相談の上、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し、教職員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、児童・生徒等の引き渡し方法について保護者と確認し徹底しておく。

また、携帯電話のメール機能を活用した連絡体制を整備するよう努めるとともに、各学校のホームページによる情報提供が速やかに行える準備を整えておく。なお、個人情報漏えいしないよう緊急連絡カード等の管理には万全を期す。

5 教職員、児童・生徒等に対する防災教育の実施

(1) 教職員に対する防災教育

校長は、危機管理マニュアル等に基づき、教職員に対して、学校の立地条件、施設の状況等を考慮して、各人の任務、定期点検事項、応急処置、児童・生徒等への防災教育等に関する校内研修を行う。

(2) 児童・生徒等に対する防災教育

校長は、児童・生徒等の発達段階に応じた内容・水準での防災教育を行う。

ア 避難訓練を計画的、実践的に実施し、災害時に安全かつ迅速に避難できるようにする。

なお、学校の立地条件を考慮して事前に避難場所を定め、児童・生徒等に周知しておく。

a 形式的な指導に終わることなく、地震発生時に沈着、冷静かつ迅速な行動が取れるように実施する。

b 登下校中、授業中、特別教育活動中等、種々な場面を想定して計画的に実施する。

c 地域社会の一員として、中学生、高校生、大学生等を地域の防災訓練へ積極的に参加させる。

イ 各教科や学級活動、体験学習等を通じて「地震の原因」、「安全な行動の仕方」、「日常の備え」「命、家族の絆、助け合う心の大切さ」などについて計画的に指導する。

a 児童・生徒等の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施する。

b 児童・生徒等の発達段階に沿って、副読本、ビデオ等を活用し指導する。

c 自然生活体験学習、福祉体験学習、ボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」、「家族の絆」、「助け合う心」、「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。

d 小・中学生に対して保健体育、学校活動等を活用して、負傷者への応急処置に関する知識や基礎的な技能を修得させる。

6 防災訓練の実施

校長は、危機管理マニュアル等に基づき、災害発生時に安全・迅速に避難できるよう、次の事項に留意して防災訓練を実施する。

(1) 形式的な内容に終わることなく、災害発生時に沈着・冷静かつ的確な行動が取れるよう、事前予告なしに行う回を設けるなど、実践的な形で実施する。

(2) 登下校中、授業中、校外学習活動中など様々な場面を想定して計画的に実施する。なお、学校の立地条件を考慮して事前に災害に応じた避難場所を定め、児童・生徒等に周知しておく。

(3) 中学校、高等学校にあつては、地域社会の一員として、生徒を地域の防災訓練に積極的に参加させる。

7 要配慮児童等に対する配慮

各学校や学校設置者は、危機管理マニュアルの作成や災害に備えた施設・設備の整備に当たっては、特別な支援を要する児童等の安全にも十分配慮する。

8 積雪期の対応

各学校や学校設置者は、危機管理マニュアルの作成や防災訓練の実施及び施設・設備の整備等に当たっては、通常の避難方法によることが困難な積雪期にも十分配慮する。

第3 学校以外の文教施設及び文化財における予防対策

公民館・図書館・体育施設等、学校以外の文教施設は、学校と違い不特定多数の者が利用する施設であるので、組織的な統制、避難・誘導は困難である。

また、貴重な文化財・美術品・蔵書等を収蔵している施設・個人においては、これら収蔵物を災害による損傷・滅失から守る必要がある。

これらの事情を考慮して施設の管理者等は、市教育委員会の指導の下に防災計画を作成し、防災施設の整備・充実に努めるとともに、非常時の措置についてあらかじめマニュアル等を作成し、訓練等を通じて職員に周知しておく。

1 学校以外の文教施設の予防対策

- (1) 施設・設備等の予防対策は基本的に学校に準じるが、避難経路の表示を増やす等、不特定多数の利用者の迅速・安全な避難に考慮する。また、収蔵物を火災、浸水、転倒等から守るため、消火装置や防火、防水扉の設置、展示方法の工夫、非常時の措置等の対策を講じるよう努める。
- (2) 地震発生時に、施設内の利用者等に外の状況を的確に伝達し、迅速・安全に施設外に避難させるため、館内放送設備の充実に努めるとともに、その運用方法と避難誘導の手段・方法を定めておく。
- (3) 施設については、十分な耐震強度を確保するとともに、地震に伴う停電・断水・ガスの供給停止・通信回線の途絶等の事態に際しても最低限の機能を確保できるよう配慮する。

2 文化財の予防対策

文化財の所有者及び管理者は、次の事項に対応し、災害に備える。

(1) 文化財の管理

新潟県文化財保護条例（昭和48年 新潟県条例第23号）及び加茂市文化財保護条例（昭和48年第14号）により、所有者及び管理者に対し管理の責任を義務づけて、管理及び修理の補助、勧告を行い、市民への郷土の文化遺産に対する認識を高めるとともに、文化の向上発展に貢献する。

また、所有者及び管理者が変更した場合又は指定を受けた文化財が、滅失、き損、亡失、盗難あるいは指定物件の所在の変更などの場合は、全て市及び県教育委員会に届け出る。

(2) 文化財の防災施設

地震による火災の早期発見を目的として、自動火災報知設備の設置を計画的に促進する。また、各文化財の周辺の水利状況、道路状況、消防体制の状況等により防火貯水槽、消火栓等の消火設備、避雷針整備の促進を図る。

(3) 文化財災害予防計画及び対策

文化財の防災施設の実施計画や対策は関係法令に基づき、所有者、管理者の事情を考慮して、消

防用設備の整備や消火、避難及びその他の風水害等の災害に対する訓練を、消防機関や消防団の協力により行うとともに、所有者への注意を喚起する。

第4 地域防災機能強化に対応した公立文教施設の整備

学校等公立文教施設の設置者は、県及び市の地域防災計画の定めるところに従い、防災機能強化のため必要な施設・設備の整備に努める。なお、防災施設等の整備に当たっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、当該防災施設等について適切な管理体制を整える。

1 施設・設備の整備

(1) 施設整備

- ア 備蓄倉庫の整備
- イ 避難場所の確保
 - a 和室の整備
 - b 非常用発電設備の整備
 - c シャワー施設の整備
 - d 冷暖房設備を備えた部屋等の整備
- ウ 飲料水、生活水等の確保
 - a 飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備
 - b 生活雑用水確保のための井戸等の整備

(2) 設備整備

- ア 断水時にも使用可能なトイレの整備
- イ 救護所設置を念頭に置いた学校保健室等の充実

2 情報連絡体制の整備

- (1) 携帯電話を利用した連絡網、防災無線等の導入
- (2) パソコン通信体制等インターネット等を利用した情報伝達体制の整備
- (3) 情報収集のためのテレビ・ラジオの整備

第26節 ボランティア受入れ体制の整備計画

風水害等対策編 第2章 第27節「ボランティア受入れ体制の整備計画」（p109～）を準用する。

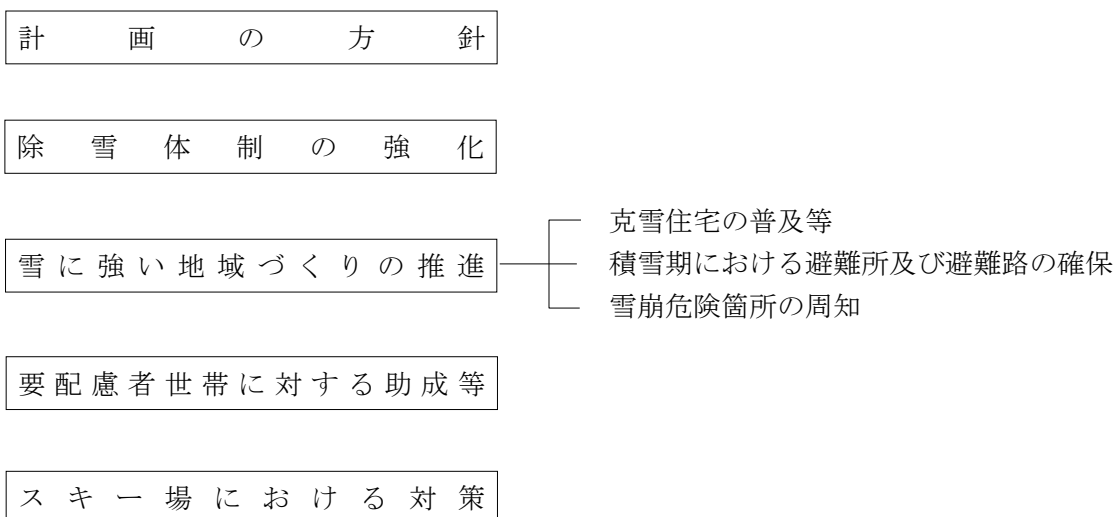
第27節 市の業務継続計画

風水害等対策編 第2章 第28節「市の業務継続計画」（p111～）を準用する。

第28節 積雪期の地震災害予防計画

【担当及び関係課】 全課（◎総務課）

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

積雪期の地震は、他の季節に発生する地震に比べ、より大きな被害を地域に及ぼすことが予想される。このため市は、除排雪体制の強化、克雪施設の整備等の総合的な雪対策を推進することにより、積雪期の地震被害の軽減を図る。

第2 除雪体制の強化

- (1) 一般国道、県道及び市道の整合のとれた除雪体制強化のため、各道路管理者との相互の緊密な連携の下に、除排雪を強力に推進するための除雪計画を策定する。
- (2) 市は、除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、既設の消雪施設の有効利用を図るとともに、地形や積雪の状況に適合した除雪機械の増強に努める

第3 雪に強い地域づくりの推進

1 克雪住宅の普及等

屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、県と連携して克雪住宅の普及を促進させる。また、構造的に弱い建物については、筋交い支柱等で十分補強するよう指導する。

2 積雪期における避難所及び避難路の確保

日常生活道路の除雪を促進するとともに、幹線道路における消雪施設の整備拡充を行い、積雪期における避難路の確保を図る。

また、積雪寒冷期の避難所運営に関しては、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、避難所における暖房設備、燃料、携帯暖房品、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコ

ップ、救出用スノーボート等）等の整備、備蓄に努める。

3 雪崩危険箇所の周知

ハザードマップ等を活用し、市民に雪崩発生危険箇所を周知し、早期に自主避難できるよう指導する。

第4 要配慮者世帯に対する助成等

自力での屋根雪処理が困難な要配慮者世帯に対しての除雪負担の軽減を図るため、除雪費に対する助成制度の活用に努めるほか、地域の助け合いによる相互扶助体制の確立を図る。

第5 スキー場における対策

積雪期に発生する地震に対応し、スキー場利用客に対して、次の対策を定めておく。

- (1) スキー場利用客を考慮した避難所の設置、運営対策
- (2) スキー場やロッジから避難所への誘導対策
- (3) 被災したスキー場利用客の救助対策
- (4) ゲレンデにおける対策
- (5) 駐車場における対策
- (6) スキー客の一時避難対策

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部の組織・運営計画

【担当及び関係課】 総務班

〔計画の体系〕

計 画 の 方 針

加茂市災害対策本部の全体組織図

災 害 対 策 本 部 の 設 置

- 災害対策本部の設置・廃止基準
- 本部の設置場所
- 本部設置の庁内周知
- 本部の設置及び廃止した場合の通知等

本 部 の 組 織 ・ 運 営 等

- 本部長（市長）
- 副本部長（副市長・教育長）
- 本部員
- 応急対策の組織構成
- 本部会議
- 現地災害対策本部

災害対策本部組織相互間の職員応援

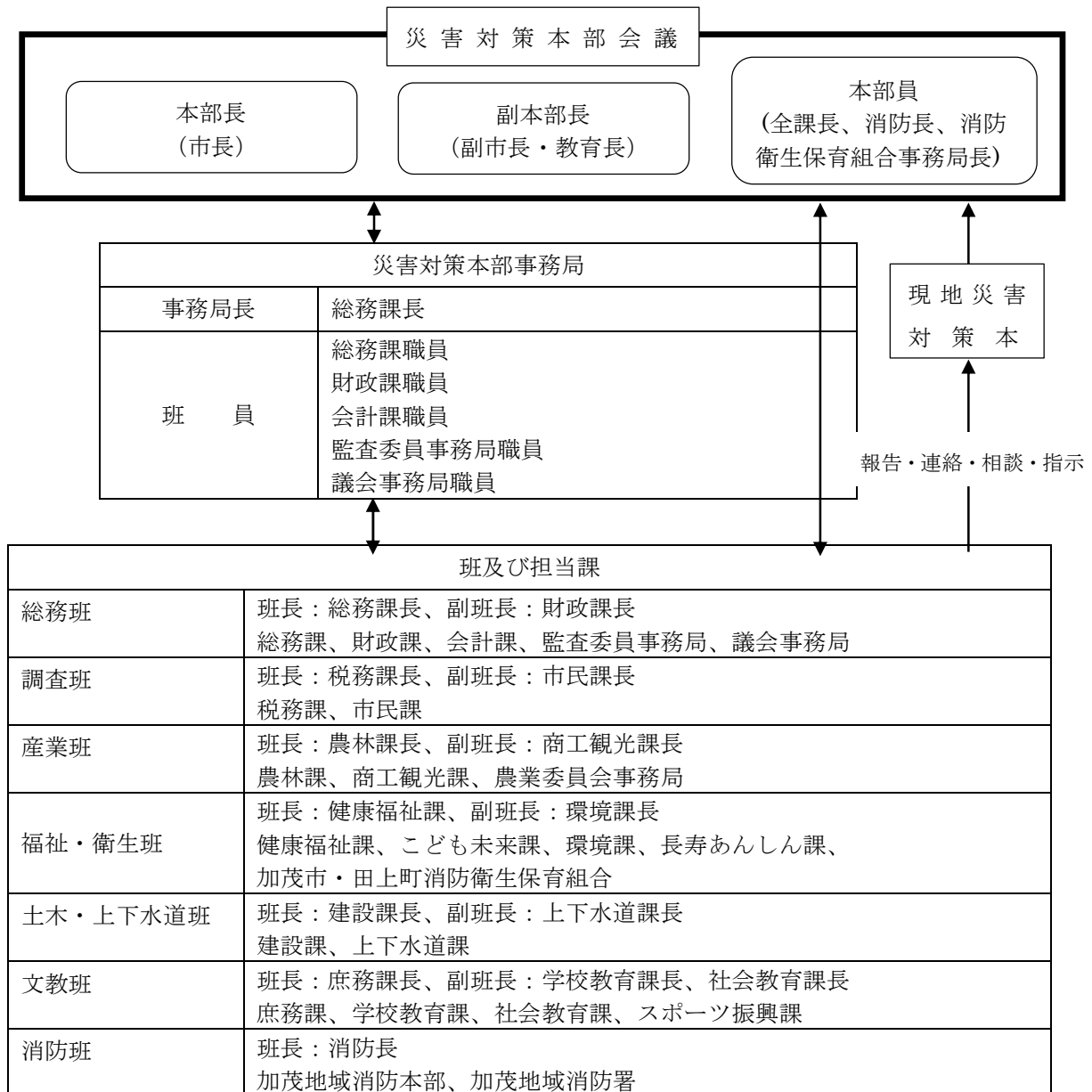
防 災 関 係 機 関 の 活 動 体 制

第1 計画の方針

市内に大規模な地震による災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合は、市は、県等の防災関係機関と連携し、被災者の救援救助を強力に推進する体制を整える必要がある。

市は、災害対策基本法、加茂市災害対策本部条例等の定めるところにより、災害対策本部を設置し、災害の応急対策業務の迅速かつ的確な対応を図る。

第2 加茂市災害対策本部の全体組織図



第3 災害対策本部の設置

市長は、災害予防及び災害応急対策を実施する必要があると認めるときには、災害対策基本法に基づき、加茂市災害対策本部を設置する。

1 災害対策本部の設置・廃止基準

市長は、次の場合において災害対策本部（以下、本節において「本部」という）を設置し、又は廃止する。

設 置 基 準	● 地震により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、全庁的な対応が必要であると認められる場合 ● 震度5強以上の地震による揺れが観測された場合
廃 止 基 準	● 災害応急対策が概ね完了した場合 ● その他必要がなくなったと認めた場合

2 本部の設置場所

本部は、市役所庁舎に設置する。なお、同庁舎が被災し、使用できない場合は、下表のとおり代替場所を指定し、その旨を職員及び関係機関に連絡する。

本部の設置場所

順位	名 称	所在地	電話番号
第1位	市役所庁舎	幸町2-3-5	0256-52-0080
第2位	加茂市産業センター	幸町2-2-4	0256-53-3450
第3位	加茂市立図書館	神明町2-6-29	0256-53-3500

3 本部設置の庁内周知

本部を設置しようとするとき又は本部が設置された場合の各課等への周知は、庁内放送等により行う。

4 本部の設置及び廃止した場合の通知等

総務課長は、本部を設置した場合は、直ちにその旨を県危機対策課をはじめとする関係機関に通知するとともに報道機関に公表する。

また、市民に対しても通知する。

第4 本部の組織・運営等

1 本部長（市長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

2 副本部長（副市長・教育長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

本部長の職務を代理する副本部長の順序は、次のとおりとする。

- ・第1順位：副市長
- ・第2順位：教育長

3 本部員

(1) 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(2) 本部員の構成は、次のとおりとする。

- 全課長、消防長、消防衛生保育組合事務局長
- 本部長が指名する市の職員

4 応急対策の組織構成

災害応急対策の全庁的な推進を図るため、本部に災害対策業務を担当する班を置く。

(1) 対策班長

班長は、別表に掲げる者をもって充てる。

班長は、本部長の命を受け班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(2) 各対策班の組織等

ア 対策班は、班長及び班員で組織する。

イ 各班の班員は、別表に掲げる課に所属する職員とする。

ウ 各班の主な分掌事務は、別表の「担当業務」欄に記載のとおりとする。

(3) 班長の職務代理

班長に事故があるとき又は欠けたときには、本部長が指名する者がその職務を代理する。

5 本部会議

(1) 本部長は、災害対策に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ本部会議を招集する。

(2) 本部会議の構成は、本部長、副本部長、本部員とする。

(3) 協議事項等は、次のとおりとする。

ア 市内の災害状況及び災害応急対策実施状況

イ 本部の災害応急対策等の実施に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項

ウ 本部内各班及び現地本部相互の調整に関する事項

エ 防災関係機関との連携推進に関する事項

オ 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事項

カ 県、他市町村及び公共機関等に対する応援要請に関する事項

キ その他、災害対策上重要な事項

6 現地災害対策本部

(1) 本部長は、必要があると認めるときは、災害地に現地災害対策本部を置く。

(2) 現地災害対策本部に現地災害対策本部長を置き、本部長は副本部長のうちから指名する者をもって充てる。

(3) 現地災害対策本部は、本部の任務のうち、緊急を要する災害応急対策について、災害地の市民の要請等に基づき適切な措置を講じる。

第5 災害対策本部組織相互間の職員応援

(1) 災害対応に人員が不足する班は、他の班から応援を受ける。

(2) 市の組織の全体をもってしてもなお不足するときは、県及び応援協定締結市町村に職員の派遣を要請し、応援を得る。

第6 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、災害発生時において、その所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、相互の緊密な連携・協力体制を整えておく。

【別表】加茂市災害対策本部業務分担表

※所属左側に記号が入っている所属の長＝◎班長、○副班長

総務班	◎総務課、○財政課、監査委員事務局、会計課、議会事務局
【担当業務】	【担当計画】
○災害対策本部の設置、解散に関すること。 ○本部会議の庶務に関すること。 ○各班の総合連絡調整に関すること。 ○職員の動員に関すること。 ○県及び他市町村に対する応援要請等に関すること。 ○県に対する各種報告に関すること。 ○他自治体からの受援に関すること。 ○関係協力機関の連絡に関すること。 ○区及び自主防災組織との連絡調整に関すること。 ○自衛隊の災害派遣に関すること。 ○気象情報の受領伝達、緊急情報の伝達に関すること。 ○避難情報の発令に関すること。 ○避難所の開設に関すること。 ○災害情報の収集、被害速報に関すること。 ○私有財産の保全並びに調査に関すること。 ○災害情報の発表、広報、ホームページ等への掲載に関すること。 ○報道機関への情報伝達、要請等に関すること。 ○防災無線等の操作及び機能確保に関すること。 ○災害救助法等の適用申請に関すること。 ○災害弔慰金、災害見舞金及び災害援護資金に関すること。 ○各種調査団・協力奉仕団の受け入れ及び応援に関すること。 ○外来者の受付に関すること。 ○災害対策関係予算に関すること。 ○災害時の出納に関すること。 ○議会との連絡に関すること。 ○住民の陳情処理に関すること。	- 第1節 災害対策本部の組織・運営計画 - 第2節 職員の配備・招集 - 第3節 防災関係機関の相互協力体制 - 第4節 防災通信施設の応急対策 - 第5節 被災状況等情報伝達計画 - 第6節 広報計画 - 第7節 住民等避難計画 - 第8節 避難所運営計画 - 第9節 避難所外避難者の支援計画 - 第10節 自衛隊の災害派遣計画 - 第11節 輸送計画 - 第14節 救急・救助活動計画 - 第15節 医療救護活動計画 - 第19節 トイレ対策計画 - 第20節 入浴対策計画 - 第21節 食料品の供給計画 - 第22節 生活必需品等の供給計画 - 第23節 要配慮者の応急対策 - 第27節 障害物の処理計画 - 第28節 遺体の捜索・処理・埋葬計画 - 第29節 愛玩動物の保護対策 - 第33節 給水・上水道施設の応急対策 - 第34節 下水道施設の応急対策 - 第37節 危険物処理施設の応急対策 - 第41節 応急住宅対策 - 第42節 ボランティア受入れ計画 - 第43節 義援金の受入れ・配分計画 - 第44節 災害救助法による救助計画 - 第4章第1節 民生安定化計画 - 第4章第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画 - 第4章第3節 公共施設及び民有施設の災害復旧対策 - 第4章第4節 災害復興計画

調査班	◎税務課、○市民課
【担当業務】	【担当計画】
○被害認定調査に関すること。 ○被災者台帳の整備に関すること。 ○り災証明の発行に関すること。 ○被災者に対する市税の納税猶予及び減免に関すること。 ○市民の戸籍簿、住民票等に関すること。 ○住民基本台帳に関すること。	第44節 災害救助法による救助計画 第4章第1節 民生安定化計画

産業班	◎農林課、○商工観光課、農業委員会事務局
【担当業務】	【担当計画】
○農林水産施設及び農作物の被害調査に関すること。 ○被災農家の営農指導に関すること。 ○被災農家の災害融資に関すること。 ○農林水産関係の災害予防及び応急措置に関すること。 ○商工観光施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ○商工観光団体との連絡調整に関すること。 ○食料品及び生活必需品の調達並びに配給に関すること。 ○災害復旧資金の融資に関すること。	第22節 生活必需品等の供給計画 第36節 道路・橋梁施設の応急対策 第38節 治山・砂防・河川施設の応急対策 第39節 農業・農業用施設の応急対策 第40節 商工業の応急対策 第4章第1節 民生安定化計画 第4章第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画

福祉・衛生班	◎健康福祉課、○環境課、こども未来課、 長寿あんしん課、加茂市・田上町消防衛生保育組合
【担当業務】	【担当計画】
○避難所及び福祉避難所の設営に関すること。 ○災害時要配慮者の支援に関すること。 ○災害時避難行動要支援者名簿の調整及び取り扱いに関すること。 ○避難行動要支援者の避難支援に関すること。 ○被服、寝具その他生活必需品の給与に関すること。 ○生活保護世帯及び準保護世帯等に係る障害物の除去に関すること。 ○保護世帯及び福祉施設の被害調査に関すること。 ○避難所収容者の生活相談に関すること。 ○ボランティアセンターの開設及びボランティアの受け	第8節 避難所運営計画 第14節 救急・救助活動計画 第15節 医療救護活動計画 第16節 防疫及び保健衛生計画 第17節 こころのケア対策計画 第18節 廃棄物処理計画 第19節 トイレ対策計画 第20節 入浴対策計画 第21節 食料品の供給計画 第22節 生活必需品等の供給計画 第23節 要配慮者の応急対策

入れに関すること。 ○社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 ○関係福祉団体との連絡調整に関すること。 ○災害弔慰金、災害見舞金及び災害援護資金に関すること。 ○応急救護医療に関すること。 ○救護所の設置に関すること。 ○避難者の健康管理に関すること。 ○救急医薬品及び衛生資材の調達に関すること。 ○助産に関すること。 ○医師会及び医療関係機関との連絡調整に関すること。 ○災害時の防疫に関すること。 ○防疫、消毒及びし尿、ごみ収集に関すること。 ○死体の処理に関すること。 ○災害廃棄物の処理に関すること	第26節 文教施設等における災害応急対策 第28節 遺体の捜索・処理・埋葬計画 第29節 愛玩動物の保護計画 第42節 ボランティア受入れ計画 第43節 義援金の受入れ・配分計画 第4章第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画 第4章第3節 公共施設及び民有施設の災害復旧対策
---	---

土木・上下水道班		◎建設課、○上下水道課	
【担当業務】		【担当計画】	
○道路、河川、橋梁、土砂災害危険箇所、その他公共土木施設のパトロールに関すること。 ○道路、橋梁、その他公共土木施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ○市営住宅の被害調査及び応急復旧に関すること。 ○水防及び水防資材の備蓄調達に関すること。 ○水防協議会との連絡調整に関すること。 ○応急仮設住宅の供与（生活困窮者）に関すること。 ○応急危険度調査に関すること。 ○下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ○排水ポンプの操作に関すること。 ○湛水防除に関すること。 ○水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ○飲料水の確保、供給に関すること。		第19節 トイレ対策計画 第27節 障害物の処理計画 第33節 給水・上水道施設の応急対策 第34節 下水道施設の応急対策 第36節 道路・橋梁施設の応急対策 第38節 治山・砂防・河川施設の応急対策 第41節 応急住宅対策 第4章第1節 民生安定化計画 第4章第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画 第4章第3節 公共施設及び民有施設の災害復旧対策 第4章第4節 災害復興計画	

文教班	◎庶務課、○学校教育課、○社会教育課、スポーツ振興課
【担当業務】	【担当計画】
○学校教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ○児童、生徒の安全確保及び避難に関すること。 ○学校にかかる避難所の設営に関すること。 ○教育機関との連絡調整に関すること。 ○災害時の教育計画及びその実施に関すること。 ○学用品の供与に関すること。 ○社会教育施設、市文化財、社会体育施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ○社会教育施設及び社会体育施設に係る避難所の設営に関すること。 ○施設利用者の安全確保及び避難に関すること。	第8節 避難所運営計画 第17節 こころのケア対策計画 第26節 文教施設等における災害応急対策 第4章第1節 民生安定化計画 第4章第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画 第4章第3節 公共施設及び民有施設の災害復旧対策

消防班	◎加茂地域消防本部、加茂地域消防署
【担当業務】	【担当計画】
○災害時の消火活動、水防活動及び救急救護活動に関すること。 ○災害状況の把握、情報収集に関すること。 ○気象情報の収集に関すること。 ○行方不明者の捜索に関すること。 ○消防団員の召集、配置、警戒に関すること。 ○避難情報の伝達周知及び避難誘導に関すること。 ○消防無線による情報収集その他通信連絡に関すること。 ○消防施設の被害復旧に関すること。 ○障害物の除去に関すること。	第4節 防災通信施設の応急対策 第5節 被災状況等情報収集伝達計画 第13節 消火活動計画 第14節 救急・救助活動計画 第15節 医療救護活動計画 第23節 要配慮者の応急対策 第28節 遺体の捜索・処理・埋葬計画 第35節 危険物処理施設の応急対策

第2節 職員の配備・招集

【担当及び関係課】 総務班

[計画の体系]

計 画 の 方 針

地震発生時における職員の配備体制

勤 務 時 間 内 に お け る 対 応

地震等の情報の伝達
各課長等における情報の把握

勤務時間外（退庁後・休日）における
職員の招集

災害時登庁職員の指定等
指定配備職員の登庁
各班別の相互協力体制

第1 計画の方針

予期せず発生する地震災害では、初期段階での対応がその後の応急対策を左右するため、市は、災害
応急対策を迅速に推進するために情報の伝達及び職員招集体制等を次のとおり定める。

第2 地震発生時における職員の配備体制

市内に地震が発生した場合、災害応急対策が必要となる各部署にあっては、迅速に職員の動員配備を
行う。

震度4以上の地震が発生したときの職員の配備体制は次の基準による。なお、市内には震度計が1箇
所（市役所庁舎）あり、近隣市町村の震度も参考とする。

配備体制区分	配備基準	配備体制
第1次配備 （警戒体制）	市内に震度4の地震が 発生した場合	事態に対処するために必要な諸般の準備を開始す るとともに、情報収集及び連絡活動を行い、状況 によって第2次配備に移行できる体制をとる。
第2次配備 （警戒本部設置体制）	市内に震度5弱の地震 が発生した場合	局所的に発生する災害に対応するとともに、状況 によって対策本部設置に移行できる体制をとる。
第3次配備 （対策本部設置体制）	市内に震度5強以上の 地震が発生した場合	職員の全員を配備し、地震災害対策に最大限対応 できる体制をとる。

第3 勤務時間内における対応

1 地震等の情報の伝達

市内に設置の地震計で震度4以上の地震を観測した場合、総務課長は、市長、副市長及び各課長に連絡するとともに、庁内放送等により職員に周知を図る。

2 各課長等における情報の把握

各課長等は、上記1又は他の方法で地震等の情報を得たときは、直ちに関係職員を災害に対応できる配備につかせるとともに、速やかに被害状況等の把握に努め、総務課長へ報告する。

第4 勤務時間外（退庁後・休日）における職員の招集

1 災害時登庁職員の指定等

勤務時間外に災害が発生した場合に応急対策が必要となる所属長は、所属職員の住所及び連絡方法を把握しておき、直ちに動員できるよう措置を講じる。また、前頁「第2 地震発生時における職員の配備体制」の配備基準に応じ、配備につく職員（以下、本節において「指定配備職員」という）をあらかじめ指定しておく。

指定配備職員については、大規模な地震により交通が混乱・途絶した場合でも迅速に初動体制が確立できるよう、庁舎までの距離、担当業務等を勘案して指定する。

2 指定配備職員の登庁

- (1) 指定配備職員は、勤務時間外に地震の発生を覚知したときには、テレビ、ラジオ等により市内の震度情報を確認し、登庁区分に従い、指示を待つことなく速やかに登庁する。
- (2) 自ら又は家族が被災した職員は、その旨を所属長に連絡するとともに、家族の避難、病院への収容等必要な措置をとった後に登庁する。
- (3) 交通の混乱・途絶等により登庁できない職員は、避難場所に指定された最寄りの公共施設に参集し、必要な応急措置を行うとともに、電話等で所属長へ報告し、その後の指示を受ける。
- (4) 指定配備職員等は、その職務について権限を有する者が不在の場合には、臨機の判断により迅速かつ的確な応急対策を実施する。この場合、当該職員は、事後、速やかに実施業務の内容を権限を有する者に報告する。

3 各班別の相互協力体制

本部が設置された場合、本部長は、災害応急対策を総合的に迅速かつ的確に実施するため、災害時の状況及び応急措置の推移の状況を勘案し、必要に応じて各対策班の所属する職員を他の班に応援させる。

また、各対策班長においては、所管の実情により応援職員の申請を総務班長を通じ本部長に行い、必要人員の応援を受ける。

第3節 防災関係機関の相互協力体制

風水害等対策編 第3章 第3節「防災関係機関の相互協力体制」（p 125～）を準用する。

第4節 防災通信施設の応急対策

風水害等対策編 第3章 第6節「防災通信施設の応急対策」（p 142～）を準用する。

第5節 被災状況等情報収集伝達計画

【担当及び関係課】 ◎総務班、消防班

〔計画の体系〕

計 画 の 方 針

被災状況等情報収集伝達フロー

被害規模早期把握のための活動

地震災害発生直後における被害の第一次情報の収集・伝達

県・消防庁への第一報
119番通報殺到時の報告
収集情報の報告

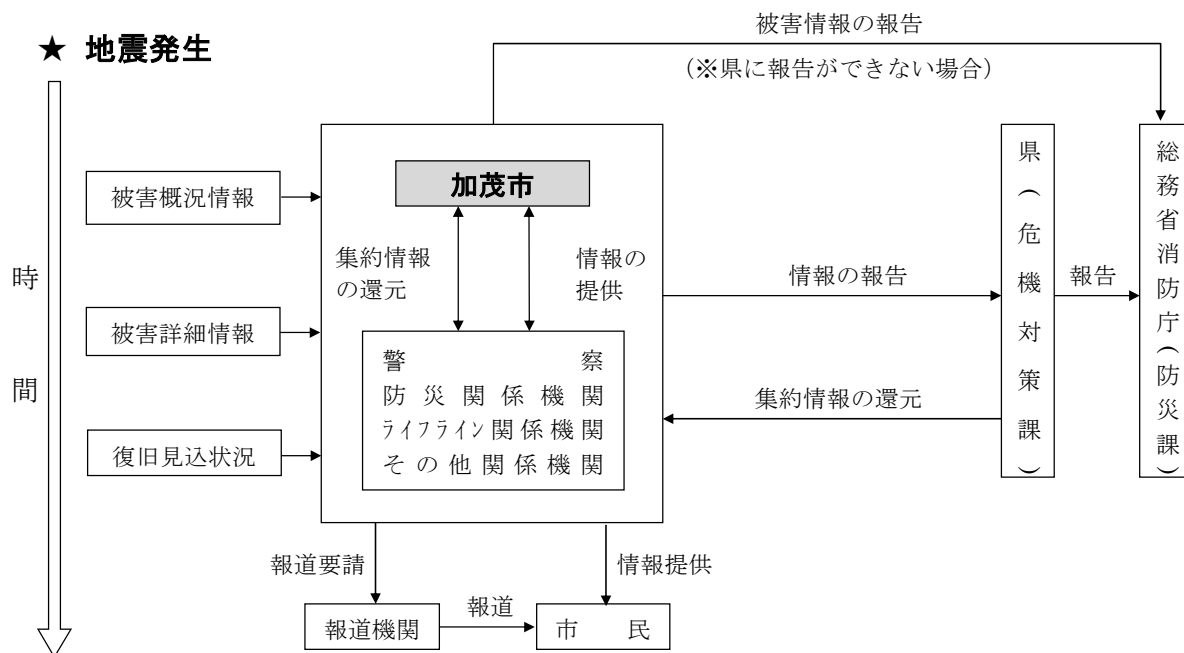
一般被害情報及び応急活動情報の収集・伝達

第1 計画の方針

被災状況の情報収集及びその集約は、発生した災害の姿を認識する行為そのものであり、災害応急対策活動の出発点である。

このため、市は、一定の震度以上の地震が発生した場合は、速やかに地震情報や被害状況を収集、集約し、被害の概括を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、国、県、各防災機関及び被災した市内外の市民に対して各種の手段を使って伝達し、「情報の共有化」に努める。

第2 被災状況等情報収集伝達フロー



第3 被害規模早期把握のための活動

地震災害の発生直後において、概括的被害情報、ライフラインの被害の範囲、医療機関における負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集するとともに、次の事項に関する情報を収集し、市内の被害状況を把握する。

- (1) 直ちに各関係機関と連絡を取るとともに、必要に応じて現地確認を行い、被災地の情報収集に当たる。また、災害発生直後においては、市職員の情報収集活動だけでは対応が困難なため、自主防災組織、自治会及び市民等からの情報の収集を図る。
- (2) 消防機関と連携して、消防団等の巡視活動を通じた被害状況及び119番通報の殺到状況等の情報の把握に努める。
- (3) 加茂警察署は、パトカー及び交番・駐在所の無線を通じて被災地の情報を収集し、県警察本部に報告するとともに、市、消防機関及び各関係機関との情報交換を実施し、情報の把握に努める。
- (4) 災害発生が勤務時間外の場合は、非常招集で登庁してくる職員から被災状況の聞き取り調査を行う。
- (5) 市長は、自ら被害の状況の把握、情報の収集が困難なときは、県防災局危機対策課長へ消防防災ヘリコプターの緊急出動を要請し、情報の収集に努める。ただし、災害発生が夜間又は荒天等その他の理由により、県消防防災ヘリコプターによる情報の収集が困難なときは、知事へ自衛隊の出動を要請するなどし、ヘリコプターやオートバイ等による被害状況の把握に努める。

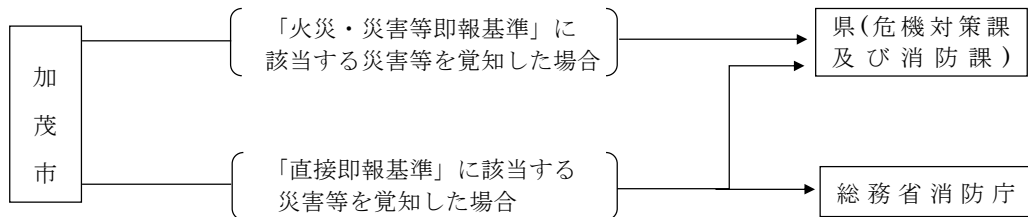
第4 地震災害発生直後における被害の第一次情報の収集・伝達

1 県・消防庁への第一報

火災・災害等を覚知したときは、被害状況が十分把握できない場合であっても、直ちに第一報を、資料編「火災・災害等即報基準」に掲載の「消防庁への火災・災害等即報基準」に準じ、県（危機対策課及び消防課）へ報告する。

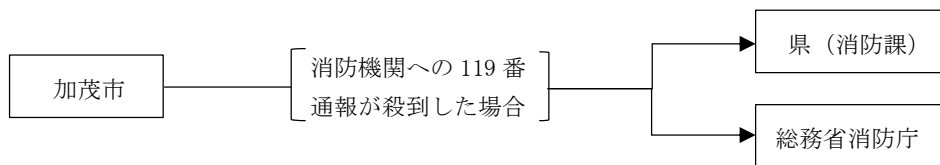
また、資料編「火災・災害等即報基準」に掲載の「消防庁への直接即報基準」に該当する火災・災害等を覚知したときは、第1報を県（危機対策課及び消防課）に対してだけでなく、総務省消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第1報後の報告についても引き続き、総務省消防庁に対して行う。



2 119番通報殺到時の報告

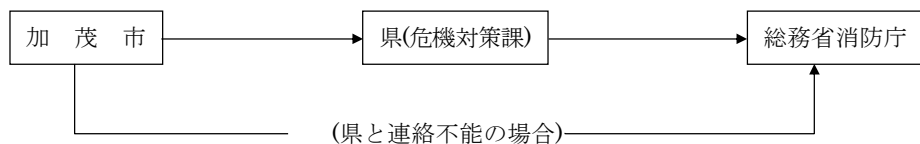
消防機関への119番通報等が殺到したことを覚知した場合には、その状況を直ちに総務省消防庁及び県（消防課）へ報告する。



3 収集情報の報告

人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模の概括情報を含め、把握できた範囲から直ちに県（危機対策課）へ報告する。

県に被害状況等を報告できない場合は、総務省消防庁へ直接報告する。



第5 一般被害情報及び応急活動情報の収集・伝達

消防機関、加茂警察署、県、その他の関係機関の協力を得て、市域内の詳細な被害状況について調査する。

把握した被害状況及び応急対策活動状況、市対策本部の設置状況並びに避難所の設置状況等について県（危機対策課）に逐次報告する。

また、避難指示等を発令した場合は、速やかに新潟県総合防災情報システムにより県及び緊急時情報

伝達ルートに定める報道機関に対しての報告・情報提供を行う。

避難所を開設したとき、又は避難市民により自主的に避難所が開設されたときには、インターネット等の通信手段の確保に努めるとともに、職員又はボランティアの連絡員を派遣して避難者の数、避難状況及び必要とされる食料・日常生活物資等の情報について効率的に収集する。

第6節 広報計画

【担当及び関係課】 総務班

〔計画の体系〕

計 画 の 方 針

地震発生後の各段階における広報の
基準

第1 計画の方針

本節は、風水害等対策編 第3章 第8節「広報計画」で定めるところによるが、特に地震発生後の各段階における広報の基準について、次のとおり定める。

第2 地震発生後の各段階における広報の基準

市は、地震発生後の各段階に応じ、次のとおり適切な広報を行う。

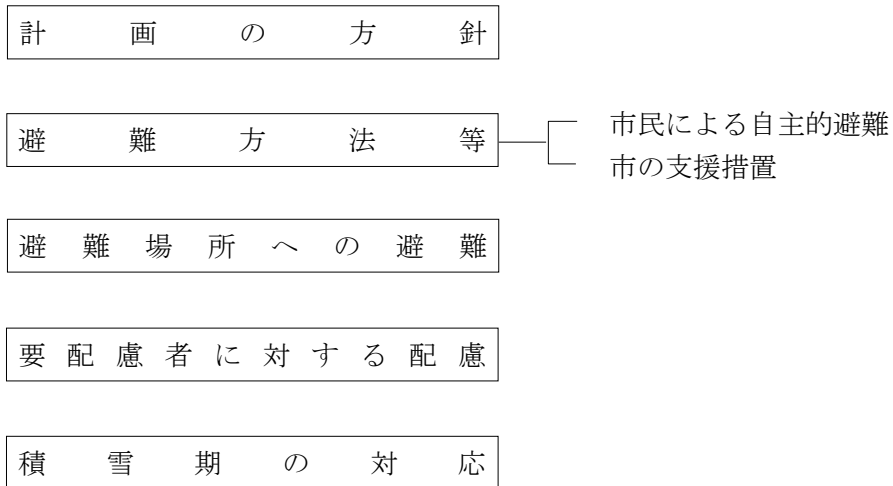
地震発生後の段階区分	主な広報事項
地震発生直後 (地震発生後概ね3～4時間以内)	新潟地方気象台の対応 ・地震が発生した場合、緊急地震速報（警報）、地震情報等を関係機関へシステムを通じて発表 市の対応 ・市民に対する避難指示等 ・市民に対する広報車、新潟県総合防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、エリアメール等による広報及び避難情報及び二次災害防止情報等の緊急伝達 報道機関の対応 ・配信された地震情報の迅速な放送 ・市民の事態把握支援のための被害状況の迅速な放送
災害応急対策初動期 (地震発生後概ね2日以内)	市の広報 ・給水・炊き出しの実施、物資の配給 ・避難所の開設等 ・医療・救護・衛生及び健康に関する情報 ライフライン関係機関の広報 ・被災による使用不能状況

災害応急対策初動期 (地震発生後概ね2日以内)	・使用可能な場合の使用上の注意等 公共交通機関の広報 ・被災による不通区間の状況、運行の取り止め ・臨時ダイヤ等 その他の広報 ・災害規模が大きく被害が甚大な場合は、市長による放送機関を通じて市の対応状況、他市町村からの応援状況、自衛隊の出動状況等の市民に対する随時の分かりやすい説明と冷静な行動及び応急対策等への協力の呼びかけ
災害応急対策本格稼働期 (地震発生後概ね3日目以降)	市の広報 ・消毒・衛生・医療救護、健康（こころのケアを含む）に関する情報 ・小中学校の授業再開予定 ・仮設住宅への入居 ライフライン関係機関、公共交通機関の広報 ・復旧見込み ・災害時の特例措置の実施等 その他の広報 ・市長による災害の復興計画の方針、今後の見通し等についての早い時点での放送機関を通じた市民に対する分かりやすい説明
復旧対策期	市の広報 ・り災証明の発行 ・生活再建資金の貸付け ・災害廃棄物の処理方法及び費用負担等 ・その他生活再建に関する情報

第7節 住民等避難計画

【担当及び関係課】 総務班

[計画の体系]



第1 計画の方針

地震発生時には、建物倒壊、火災、土砂崩れ等の二次災害を及ぼすおそれがあることから、住民は緊急地震速報等に基づき自らの判断で地震の第一撃から身を守り、危険な建物・場所から避難する必要がある。

このため、市は、防災関係機関との相互連携を強化し、迅速な住民避難及び円滑な避難所運営に努める。

本節は、風水害等対策編 第3章 第9節「住民等避難計画」で定めるところによるが、特に地震が大規模である場合の避難方式や避難所開設等について、次のとおり定める。

第2 避難方法等

1 市民による自主的避難

地震は、いつ、どこで発生するか分からないため、また地震の規模や住家の築年数等によっても被害状況が異なるため、市の避難指示等を待っていると避難時機を失するおそれがある。

このため、市民は、地震が発生し、避難が必要と認める場合は、自らの判断で自主的に避難することが重要であることから、そのためにも日頃から避難場所、避難方法等を確認し、地震発生時においても落ち着いて避難できるよう努める。

2 市の支援措置

平常時から地震発生時における避難のあり方を検証するとともに、市民に対して地震発生時の避難方法について周知、徹底を図る。

また、地震発生時には、火災の発生状況等の被害状況の把握に努め、避難指示等の必要がある場合は、迅速にこれを決定するとともに、避難行動中における市民の安全が守られるよう各防災関係機関等との連携により、指示の徹底及び避難誘導に努める。

第3 避難場所への避難

大規模な地震が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予想される。このため、地震が発生し避難が必要と判断した場合は、市民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に注意しながら、火災による輻射熱等から身の安全が確保できる直近の学校グラウンド、公園、広場等に、まずは避難する。

当該避難場所において正確な災害情報等を収集し、また不在者を確認した後、必要に応じ安全確認できた避難所に避難する。

第4 要配慮者に対する配慮

地震発生時には、要配慮者の安全を図るため、要配慮者を優先した避難を実施する。このため普段から警察、消防、自主防災組織の協力をあらかじめ得られるよう協力体制を構築する。

第5 積雪期の対応

積雪期を想定した暖房器具等を避難所にあらかじめ整備するとともに、避難経路についても雪崩等の発生の可能性を含めた安全な避難経路を設定の上で、降積雪期における市民の避難誘導に備える。

第8節 避難所運営計画

【担当及び関係課】 ◎総務班、福祉・衛生班、文教班

〔計画の体系〕

計 画 の 方 針

避 難 所 運 営 の 業 務 内 容

第1 計画の方針

避難所は、地震発生後速やかに開設し、市民が帰宅又は仮設住宅等に入居した段階で閉鎖する。避難所の開設・運営は市が行い、運営に当たっては、避難者の安全確保、生活環境の維持、要配慮者に対するケア、性差等に十分に配慮する。

なお、本節に定めのない事項については、風水害等対策編 第3章 第10節「避難所運営計画」で定めるところによる。

第2 避難所運営の業務内容

地震発生からの時間経過	避難所での業務内容
0～3時間	避難所の開設 ・職員の配置 ・施設の安全確認 ・避難所開設の報告 ・福祉避難所の開設及び避難行動要支援者の受入れ
～6時間	避難者の状況把握 ・避難者数・ニーズの把握及び報告 ・避難所備蓄物資の提供
～12時間	外部からの応援受入れ開始 ・応援職員、ボランティア、医療救護班等の受入れ ・食料・生活必需品の提供開始 ・仮設トイレの設置 ・冷房器具の手配（夏季） ・暖房器具及び燃料の手配（冬季）
～24時間	避難行動要支援者の移動 ・傷病者の医療機関への搬送 ・福祉施設への緊急入所

～3日	避難所の拡張・充実 ・屋外避難者へのテント等の提供 ・避難所環境の改善（緩衝材、間仕切り等の設置） ・避難者による自治組織の編成
3日～	避難者サービスの充実 ・入浴機会の確保 ・避難所での炊き出しの開始 ・避難者の随伴ペットの保護及び飼育用資機材・飼料の手配 ・臨時公衆電話等の設置要請
7日～	避難所の集約化
～2か月	避難所の解消 ・避難所での生活を概ね地震発生から2か月程度で終了できるよう、住宅の修理、仮設住宅の設置、公営住宅のあっせん等を行う

第9節 避難所外避難者の支援計画

風水害等対策編 第3章 第11節「避難所外避難者の支援計画」(p 165～)を準用する。

第10節 自衛隊の災害派遣計画

風水害等対策編 第3章 第12節「自衛隊の災害派遣計画」(p 167～)を準用する。

第11節 輸送計画

風水害等対策編 第3章 第13節「輸送計画」(p 172～)を準用する。

第12節 警備・保安及び交通規制計画

風水害等対策編 第3章 第14節「警備・保安及び交通規制計画」(p 176～)を準用する。

第13節 消火活動計画

【担当及び関係課】 消防班

〔計画の体系〕

計 画 の 方 針

地 震 火 災 へ の 対 応

— 市民等の対応
— 消防団の対応

積 雪 期 の 対 応

— 市民等の対応
— 消防機関の対応

第1 計画の方針

地震発生時は、家屋の倒壊等による火災の同時多発と広範な延焼により大火災となる可能性が大きい
ため、市民は家庭や職場での出火防止と初期消火活動に努め、地震火災の発生や延焼防止を図ると
ともに、消防機関は広域的な応援体制の下、迅速かつ効果的な火災防御活動を行い、被害の極小化に努め
る。

本節で定めのない事項については、風水害等対策編 第3章 第15節「消火活動計画」で定めるところ
による。

第2 地震火災への対応

1 市民等の対応

地震が発生した場合、市民や事業所は、家庭及び職場等において、次により出火防止、初期消火に
努めるとともに、速やかに消防機関へ通報する。

- (1) コンロ、暖房器具等の火の元を消す。
- (2) 電気のブレーカーを切るとともに、ガスの元栓を閉める等、二次災害の防止に努める。
- (3) 出火した場合は、近傍の者にも協力を求めて初期消火に努める。
- (4) 消防機関等へ迅速に通報（電話・駆け込み）する。
- (5) 地域や職場の自主防災組織は、自らの身の安全が確保できる範囲内で、消防隊の到着までの間、
極力自力消火及び救助活動を行う。

2 消防団の対応

消防団は地域に密着した防災機関として、消防機関等と緊密な連携の下で火災防御活動に当たる。

(1) 消防団員の参集

消防団員は、地震が発生し参集が必要な火災を覚知した場合には、速やかに所属消防団へ参集
し、消防資機材等を準備する。

(2) 初期消火の広報

出動に際しては、周辺市民に対し拡声器等により延焼への警戒を呼びかける。

(3) 情報の収集、伝達

現地の火災状況等を消防署へ電話、無線等により連絡する。

(4) 消火活動

消防隊が到着するまでの間は、市民、自主防災組織等と協力し、迅速かつ効果的な消火活動に当たる。

消防隊の到着後は、協力して消火活動等に当たる。

(5) 救助活動

要救助者を発見した場合には、速やかに救出救助を行うとともに、負傷者に対して止血その他の応急手当を行い、安全な場所に搬送する。

(6) 避難誘導

避難指示等が発令された場合は、これを周辺の市民に伝達するとともに、避難場所まで当該市民を安全に避難誘導する。

第3 積雪期の対応

積雪期では、通常でも火災が発生した場合は消火活動に困難をきたすことが多い。特に、地震が発生した場合においては、倒壊家屋からの出火の増加や、積雪や落雪による道路の混乱で消防隊の現場到着が遅れるため、地震火災による被害が増大する可能性が大きい。このため、市民及び消防機関は、積雪期に地震が発生した場合は、次の事項に留意して火災対策に当たる。

1 市民等の対応

- (1) 消防隊の速やかな到着が困難になることを念頭に置いて暖房器具等からの出火防止を徹底する。また、保管・備蓄している燃料の漏出等がないことを速やかに点検する。
- (2) 近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合には火災の発生の有無にかかわらず除雪に協力する。
- (3) 火災が発生した場合は直ちに消防へ通報するとともに、地域で協力し初期消火に努める。

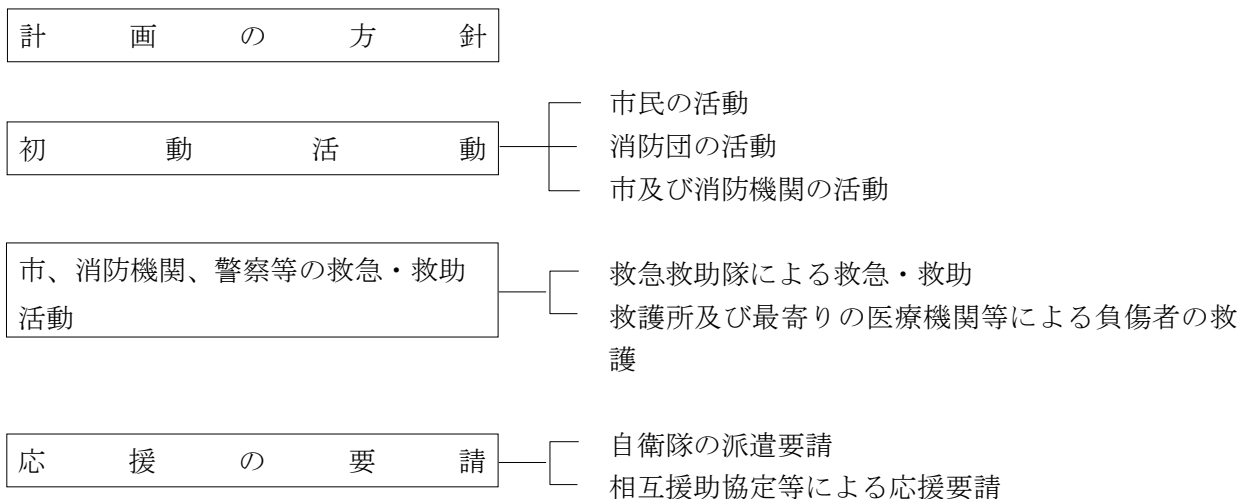
2 消防機関の対応

- (1) 火災発生現場への消防用車両の通行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。
- (2) 火災発生時に速やかな消火活動を行うため、管理する消火栓・防火水槽等の消防水利の除雪・点検を行い、適切な維持管理に努める。

第14節 救急・救助活動計画

【担当及び関係課】 ◎消防班、総務班、福祉・衛生班、加茂警察署

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。

地震による被災者に対しては、一刻も早い救出・救助活動が必要である。このため、市、市民、自主防災組織、消防、警察、医療機関等は、相互に連携して迅速かつ適切に救急救助活動を行い、被災者の救護に当たる。

本節で定めのない事項については、風水害等対策編 第3章 第18節「救急・救助活動計画」で定めるところによる。

第2 初動活動

1 市民の活動

大規模地震発生時は、交通路の遮断や救急需要の同時多発により、防災関係機関の初動に遅れが生じると予想されることから、近隣市民の手による救出が不可欠なものとなる。このため、市民は、消防等関係機関が現場に到着するまで、自分の身に危険が及ばない範囲で、協力して、次に掲げる初動活動に当たる。

- (1) 救助すべき者を発見した者は、直ちに消防等関係機関に通報する。
- (2) 電話等の通常の連絡手段が使用できないときは、タクシー等の無線登載車両に協力を依頼し、当該車両の運行者はこれに協力する。
- (3) 災害の現場で消防等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた者は、できる限りこれに応じる。

2 消防団の活動

消防団員は、直ちに自発的に参集して指揮者は救助隊を編成し、市民の協力を得て初動時の救急・救助を実施する。また、救出した負傷者等に対しては、救急関係機関が到着するまでの間、応急手当て、人工呼吸、必要により医療機関への搬送を行う等の負傷者等に対する救急活動に努める。

3 市及び消防機関の活動

市及び消防機関は、消防団等から現地被災状況を迅速かつ確実に収集し、関係機関に伝達し、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。

第3 市、消防機関、警察等の救急・救助活動

1 救急救助隊による救急・救助

(1) 消防機関の活動

ア 消防職員は、自発的に担当部署に参集し、指揮者は直ちに救助隊を編成する。

イ 消防機関は、現地で活動中の消防団から情報を収集し、県に伝達するとともに必要な救急・救助体制を確立する。

ウ 出動対象の選定と優先順位の設定、現地における市民の労力の活用等を踏まえ、効率的な救助活動の実施に努める。

(2) 警察の活動

市から救出・救助活動の応援要請があった場合、又は自ら必要と判断した場合は、速やかに救助部隊を編成して救出・救助活動を実施する。

2 救護所及び最寄りの医療機関等による負傷者の救護

(1) 市は、迅速な医療救護活動を行うため、加茂市医師会と連携の上、学校、災害現場等に救護所を開設し、負傷者等への救護に当たる。

(2) 消防機関は、重傷者の病院への搬送が必要な場合は、医療機関の被災状況、受入れ状況を確認の上、これを最優先に迅速、的確な搬送を実施する。搬送に当たっては、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じ警察に協力を求める。

(3) 市長又は消防長は、道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などには、速やかに県に対して県消防防災ヘリコプターや県警ヘリコプターの派遣を要請する。また、必要があるときは、ドクターヘリの派遣を県に要請する。

(4) 災害派遣医療チーム(新潟DMA T)については、県等からの要請又は自らの判断により、災害現場等に迅速に駆けつけ、救命処置等の活動を行う。

第4 応援の要請

1 自衛隊の派遣要請

甚大な被害が発生し、緊急等を要する場合には、市長は知事に対して自衛隊の派遣を要請し、救出者の救助を行う。

2 相互援助協定等による応援要請

市長又は消防長は、災害の規模が大きく自らの消防力では対処できないと判断した場合は、必要に応じて、「新潟県広域消防相互応援協定」に基づく協定市町村への応援要請、新潟県消防長会で策

定された新潟県応援出動計画に基づく応援要請を行うとともに、県に対し自衛隊の派遣要請、緊急消防援助隊の出動要請を依頼し、救助活動に必要な体制を確保する。

第15節 医療救護活動計画

風水害等対策編 第3章 第19節「医療救護活動計画」(p 191～)を準用する。

第16節 防疫及び保健衛生計画

風水害等対策編 第3章 第20節「防疫及び保健衛生計画」(p 194～)を準用する。

第17節 こころのケア対策計画

風水害等対策編 第3章 第21節「こころのケア対策計画」(p 198～)を準用する。

第18節 廃棄物処理計画

風水害等対策編 第3章 第22節「廃棄物処理計画」(p 200～)を準用する。

第19節 トイレ対策計画

風水害等対策編 第3章 第23節「トイレ対策計画」(p 202～)を準用する。

第20節 入浴対策計画

風水害等対策編 第3章 第24節「入浴対策計画」(p 205～)を準用する。

第21節 食料品の供給計画

風水害等対策編 第3章 第25節「食料品の供給計画」(p 207～)を準用する。

第22節 生活必需品等の供給計画

風水害等対策編 第3章 第26節「生活必需品等の供給計画」(p 210～)を準用する。

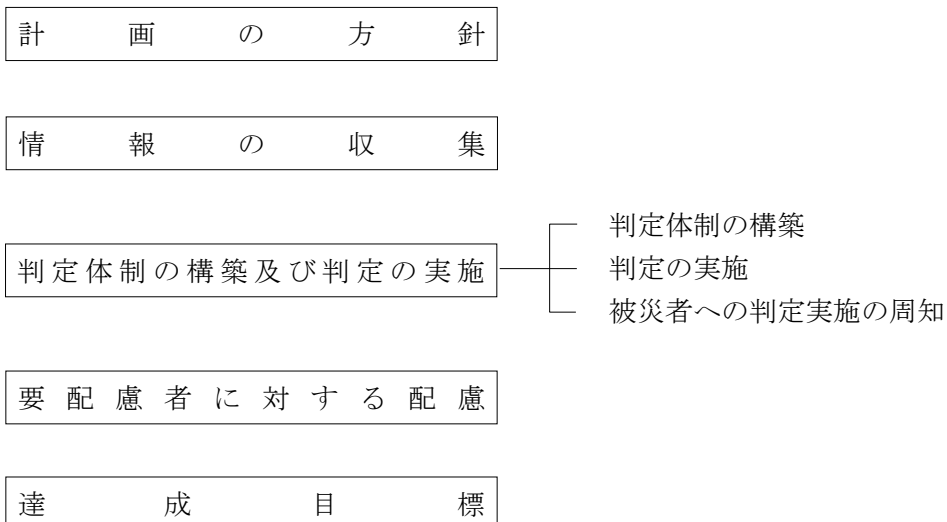
第23節 要配慮者の応援対策

風水害等対策編 第3章 第27節「要配慮者の応援対策」(p 213～)を準用する。

第24節 建物の応急危険度判定計画

【担当及び関係課】 土木・上下水道班

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

地震発生後、市は迅速に被災建築物の応急危険度判定を実施し、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図る。

具体的には、新潟県被災建築物応急危険度判定マニュアル及び加茂市被災建築物応急危険度判定震前計画に基づき判定活動を実施する。

第2 情報の収集

地震発生時の建築物等の被害状況を、応急危険度判定士（災害により被害を受けた建築物による二次災害を防止するために、知事の認定を受けた被災建築物応急危険度判定を行う者のこと。以下、本節において「判定士」という）により調査し、関連する情報を収集する。

第3 判定体制の構築及び判定の実施

1 判定体制の構築

- (1) 判定に当たって、実施本部及び判定拠点を設置するとともに、判定コーディネーターを配置する。
- (2) 自力で応急危険度判定が実施できない場合は、県に支援を要請する。

2 判定の実施

(1) 判定計画の作成

ア 収集した情報を踏まえて判定実施の可否を決定し、実施が必要と判断された場合は、判定実施計画書を作成する。

イ 判定実施のため判定士を募るとともに、加茂建築士会、県や他市町村に応援を要請する。また実施について市民への周知及び広報を行う。

(2) 判定の実施

ア 判定士の受入れを行うとともに、判定士に判定のための資機材を供給し、実施地区へ誘導の上、判定を実施する。

イ 判定の結果については、集計の上、県及び関係機関に報告する。

3 被災者への判定実施の周知

応急危険度判定の目的の周知徹底を図る（被災宅地危険度判定調査や住家被害認定調査など、他の調査との必要性や実施時期の違い、民間の地震保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する）。

第4 要配慮者に対する配慮

- (1) 応急危険度判定の目的について周知、徹底する（り災証明との区別について十分に説明する）。
- (2) 判定結果に対する相談窓口を設置する。

第5 達成目標

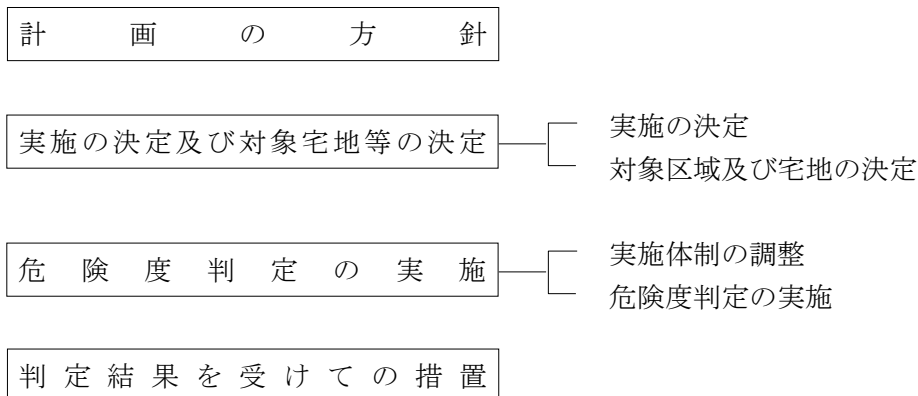
応急危険度判定の活動開始は地震発生の翌日からとし、概ね 10 日間を目安に判定活動を終了する。

地震後 1 日	県内判定士による判定活動の開始
地震後 3 日	県外判定士による判定活動の開始
地震後 10 日	判定活動の終了
地震後 10 日～	判定結果に対する相談業務への移行

第25節 宅地等の応急危険度判定計画

【担当及び関係課】 土木・上下水道班

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

地震発生後、市は迅速に宅地被害に関する応急危険度判定を実施し、判定結果に基づいて二次災害を防止又は軽減するために必要な措置を講じる。

第2 実施の決定及び対象宅地等の決定

1 実施の決定

市は、地震発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を概ね24時間以内に決定する。

なお、被災の規模等により危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなった場合は、危険度判定の実施のための支援を県に要請する。

2 対象区域及び宅地の決定

市は、危険度判定の実施を決定した場合は、概ね72時間以内に危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。

第3 危険度判定の実施

1 実施体制の調整

市は、危険度判定の実施に際し、概ね72時間以内に宅地危険度判定士に協力を要請する等、実施体制について調整する。

県は、市からの要請を受けた場合は、宅地危険度判定士に協力を要請する等、概ね72時間以内に支援措置を講じる。

2 危険度判定の実施

市は、実施体制の調整後速やかに宅地危険度判定士の協力の下に、危険度判定を実施する。

第4 判定結果を受けての措置

市は、二次災害を防止し又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。

また、必要に応じ、判定結果に対する相談窓口を設置する。

第26節 文教施設等における災害応急対策

【担当及び関係課】 文教班、福祉・衛生班

〔計画の体系〕

計 画 の 方 針

学 校 に お け る 応 急 対 策

地震発生時の安全確保
被災状況等の報告と広報

第1 計画の方針

大規模な地震が発生した場合は、学校をはじめとする文教施設の管理者は、危機管理マニュアル及び各施設の防災計画の定めるところにより、児童・生徒（以下、本節において「生徒等」という）、園児、教職員、入館者及び施設利用者等の安全確保のほか、施設災害等に対する迅速な対応を図る。

本節では、特に大規模地震発生の際に対処が必要な事項について定める。なお、本節で定めのない事項については、風水害等対策編 第3章 第28節「文教施設等における災害応急対策」で定めるところによる。

第2 学校における応急対策

1 地震発生時の安全確保

(1) 生徒等が在校時に発生した場合の措置

ア 生徒等の掌握・避難

地震が発生した場合、直ちに全教職員で生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。その際には、あらかじめ指定された者が点呼用の名簿や防災用具等の非常持ち出し品を携行する。

イ 避難生徒等の安全確保等

生徒等を避難させた場合は、避難先で直ちに人員の点呼を行い、安全を確保した上で負傷者の手当等を行う。また、火災が発生した場合及び重傷者、生き埋め者、行方不明者等がいる場合は、直ちに消防署に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救出・搜索活動を行う。

(2) 登下校時間に発生した場合の措置

ア 生徒等の掌握・避難・安全確保

在校している教職員全員で、直ちに在校している生徒等及び学校に避難してきた生徒等を掌握し、安全な場所に避難する。その際、非常持ち出し品の携行、避難生徒等の安全確保については、前記(1)と同様に対応する。

イ 生徒等の安否確認

避難してきた生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ遭難した生徒等の情報を得たときは、直ちに消防・警察等に通報するとともに、現場へ教職員を派遣して状況を確認する。

また、登下校中で学校の掌握下に入っていない生徒等については、保護者等と連絡を取り、状況によっては通学路を教職員が手分けして確認する等、安否確認に全力を尽くす。

(3) 勤務時間外に発生した場合の措置

ア 教職員の参集

校長及び危機管理マニュアルであらかじめ指定された教職員は直ちに登校し、学校施設の被災状況

について調査する。施設が被災しているときは直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努めるとともに、被災状況についての集約を行う。

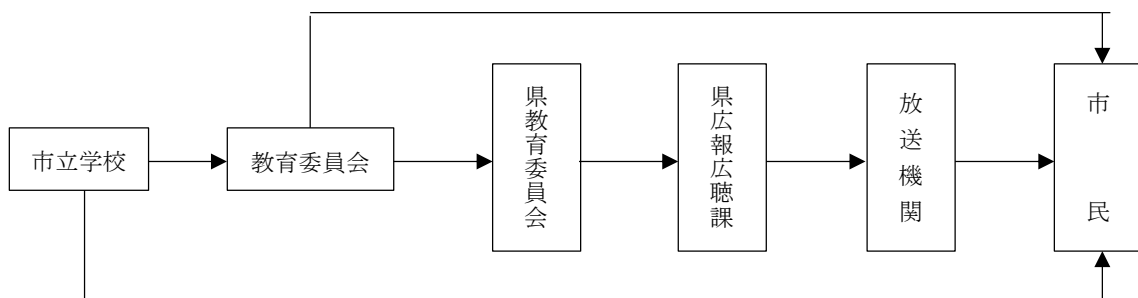
イ 生徒等の安否確認

生徒等の安否確認については、生徒等の自宅に連絡を取るなどして確認し、災害の状況及び施設の被災状況等を考慮した上で休校等の措置についても検討する。

2 被災状況等の報告と広報

校長は、避難している生徒等及び教職員の安否確認を行った後、直ちに学校施設の被災状況と合わせ、次の連絡経路で速やかに市教育委員会を通じて県教育委員会に報告する（この報告は人的・物的被害の有無にかかわらず必ず行う）。県教育委員会は、報告を受けた内容について、県広報広聴課を通じて放送機関に連絡し報道要請を行う。

連 絡 経 路



第27節 障害物の処理計画

風水害等対策編 第3章 第29節「障害物の処理計画」（p 221～）を準用する。

第28節 遺体の捜索・処理・埋葬計画

風水害等対策編 第3章 第30節「遺体の捜索・処理・埋葬計画」（p 224～）を準用する。

第29節 愛玩動物の保護対策

風水害等対策編 第3章 第31節「愛玩動物の保護対策」（p 227～）を準用する。

第30節 公衆通信施設の応急対策

風水害等対策編 第3章 第32節「公衆通信施設の応急対策」（p 230～）を準用する。

第31節 電力供給施設の応急対策

風水害等対策編 第3章 第33節「電力供給施設の応急対策」（p 234～）を準用する。

第32節 ガス施設の応急対策

風水害等対策編 第3章 第34節「ガス施設の応急対策」（p 237～）を準用する。

第33節 給水・上水道施設の応急対策

風水害等対策編 第3章 第35節「給水・上水道施設の応急対策」（p 240～）を準用する。

第34節 下水道施設の応急対策

風水害等対策編 第3章 第36節「下水道施設の応急対策」（p 246～）を準用する。

第35節 危険物等施設の応急対策

風水害等対策編 第3章 第37節「危険物等施設の応急対策」（p 249～）を準用する。

第36節 道路・橋梁施設の応急対策

風水害等対策編 第3章 第38節「道路・橋梁施設の応急対策」(p 255～)を準用する。

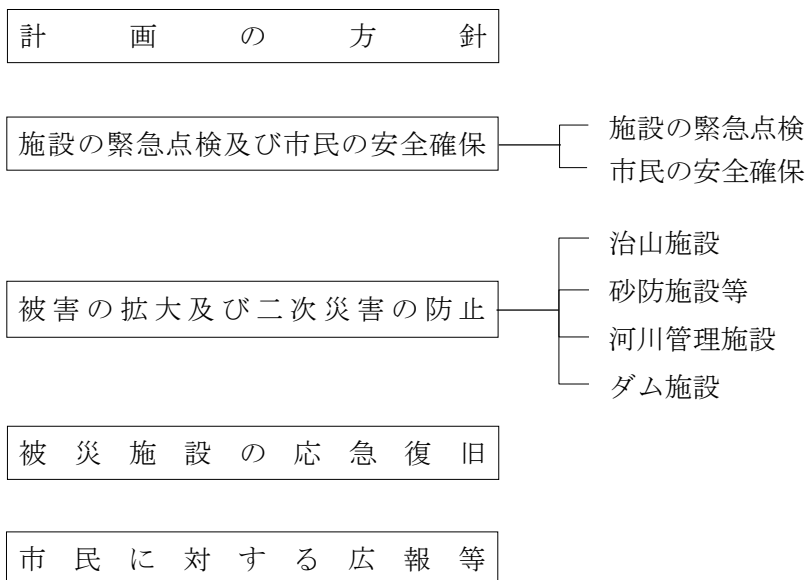
第37節 鉄道事業者の応急対策

風水害等対策編 第3章 第39節「鉄道事業者の応急対策」(p 258～)を準用する。

第38節 治山・砂防・河川施設の応急対策

【担当及び関係課】 土木・上下水道班、産業班

〔計画の体系〕



第1 計画の方針

治山、砂防、河川施設等の管理者は、地震による施設の損壊箇所について機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

市は、市民等から土砂災害及び河川施設被災の通報を受けたときやパトロール等により土砂災害及び砂防施設の被災を確認したときには、県及び関係機関へ連絡するとともに、施設等の被災により市民に被害が及ぶおそれがある場合には、市民の安全を確保するために避難指示及び避難誘導等を実施する。

第2 施設の緊急点検及び市民の安全確保

1 施設の緊急点検

震度4以上の地震が発生した場合、各施設管理者は直ちにパトロール等を実施して管理する施設の緊急点検を行い地震による被災状況を把握するとともに、応急活動の円滑な実施に向けて関係機関相互の協力体制を確立する。

2 市民の安全確保

緊急点検により施設に異常や被災を認めた場合には、直ちに当該箇所等に対しての応急措置を実施するとともに、次により市民の安全確保のための措置を実施する。

- (1) 危険箇所に対しては、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止等必要な措置を実施する。
- (2) 施設の被災等により市民に被害を及ぼすおそれがある場合は、直ちに関係機関等へ通報するとともに、市民に対する適切な避難のための指示及び避難誘導等を実施する。

第3 被害の拡大及び二次災害の防止

各施設管理者は、緊急点検において施設に異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、関係機関等と密接な連携の下に必要な応急措置を実施する。

1 治山施設

(1) 危険箇所への立入禁止等

関係者及び関係機関に通報し、警戒避難、立入禁止等の必要な措置を実施する。

(2) 倒木、流木等の除去

倒木や流木等による施設の二次災害が発生するおそれのある場合は、速やかに倒木や流木等の除去に努める。

(3) 被災地の巡視等、危険防止のための監視

施設の被害が拡大するおそれのある場合は、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

(4) 応急対策工事の検討

被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

2 砂防施設等

(1) 危険箇所への立入禁止等

砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等に被害が生じ、下方の地域の人家や道路施設等への危険が予測できる場合は、関係者や関係機関に通報し、警戒避難、立ち入り禁止等の必要な措置を実施する。

(2) 危険防止のための監視

危険な施設や被災地域において被害拡大のおそれがある場合は、巡回パトロール、要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

(3) 応急対策工事の検討

被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

3 河川管理施設

(1) 河川構造物の損傷箇所の応急措置

堤防等河川構造物、頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷については、震災後の出水で破堤等の重大な災害につながるおそれがあるため、保有資材や施工規模を考慮し適切な応急措置を実施する。

(2) 低標高地域の浸水対策

低標高地域では浸水が長期化しやすく復旧工事等の災害支援での障害となるため、浸水の原因

となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

(3) 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所においては人的な事故の発生を防止するため立入り禁止等の必要な措置を実施する。

(4) 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

許可工作物の損傷の復旧等については、震災を受けた地域の早急な復旧・復興を期するため、施設占有者に対して適切な指導及び助言を行う。

また、頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設は、堤防や周辺構造物に与える影響が大きいため、当該施設の管理者は、速やかに応急的措置を行うとともに、河川管理者並びに周辺施設の管理者と協議を行い二次的な災害の防止に努める。

(5) 危険物、油流出等事故対策の実施

地震により発生した危険物等の流出や油流出等の事故については、二次的な被害を防止するため下流住民への情報提供や、汚染の拡大を防止するための対策を実施する。

(6) その他河川管理に関する事項の調整

震災直後の応急対策では、同時多発的に発生する被害のため応急対策にかかる調整が錯綜することが予想されるため、河川管理に関する事項の調整に当たっては、できる限りライフライン並びに市民の生活に密着した応急対策に関する事項を調整の上、優先して行う。

4 ダム施設

(1) 貯水位制限等の対策

地震後の点検等により異状が認められた場合には、その程度に応じて貯水位制限等のダムに作用する外力を低減するための対策を実施する。

(2) 止水処理等の応急的措置

地震後の点検等により異状が認められた場合は、その程度に応じた対策を実施するとともに臨機に止水処理等の応急的措置を講じる。

(3) 関係機関への通知及び一般市民への周知

地震後の点検によりダム施設に漏水、変形、ダムの挙動異状が認められ、かつ急速に拡大するおそれがある場合は、各ダムの操作規則に基づき関係機関への通知及び一般市民への周知を行う。

(4) その他ダム施設の管理に関する事項

関係機関や利水権者間の調整等、ダムの最小限の機能維持のための調整を行う。

第4 被災施設の応急復旧

各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無等を考慮して、適切な工法により被災施設の応急復旧工事を実施する。

第5 市民に対する広報等

市は、各施設の管理者から報告を受けた情報（施設被害の規模、被害状況の推移、被災箇所の応急工

事の状況等)を市民へ逐次連絡する。

地震後は、気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、各施設の管理者は、施設の被害規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等について、逐次関係機関と情報を共有する。

また、被災した施設の被害規模が拡大し、市民の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、適時、避難指示等を発令する。

第39節 農地・農業用施設等の応急対策

【担当及び関係課】 産業班

〔計画の体系〕

計 画 の 方 針

施設の緊急点検及び被害状況の把握等

応 急 対 策 の 実 施

第1 計画の方針

地震災害時においては、農地及び農道、用排水施設、ため池、地すべり防止施設等の農地及び農業用施設の被災が予想される。

市及び土地改良区等は、地震発生直後において地震情報の収集・連絡に当たるとともに、相互の緊密な連携の下に各管理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

第2 施設の緊急点検及び被害状況の把握等

震度4以上の地震が発生した場合、市は、関係する土地改良区等と連携して、直ちにパトロールを実施し、農地や農業用施設等の緊急点検を行う。

緊急点検により把握された農地及び農業用施設等の被害状況については、三条地域振興局等に報告する。

また、点検の際に危険と認められた箇所については、関係機関等へ連絡するとともに、市民に対して避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

第3 応急対策の実施

各施設管理者は、関係機関と連携の下に、被災者の生活確保を最優先に農地及び農業用施設等の機能確保のため、被害状況に応じた所要の体制を整備し、次の応急対策を実施する。

- (1) 集落間の連絡農道及び基幹農道の管理者は、避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施し、通行が危険な道路については、市及び警察機関に通報するとともに、通行禁止等の措置を講じる。
- (2) 市及び土地改良区等は、浸水被害が拡大するおそれのある区域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。排水ポンプが不足する場合には、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。

- (3) 施設管理者は、被災後の降雨等により土砂災害の発生のおそれがある場合には、専門技術者等を活用して危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民への周知を図り、適切な警戒避難体制の整備、避難誘導等の応急対策を行い、二次災害の防止に努める。
- (4) 施設管理者は、被災後の余震による主要な構造物（橋梁等）や建築物（揚排水機場等）の被害程度に関し、専門技術者等を活用して、被災した構造物等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を講じるとともに、災害のおそれがある場合には速やかに適切な避難対策を実施する。
- (5) 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所については、パトロール要員等を配置し、巡回・監視による危険防止の措置を講じる。
- (6) 施設管理者は、土砂災害が発生した場合には、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施する。
- (7) 応急工事は、被害の拡大防止に重点を置いて、各施設管理者は被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無を考慮して、適切な工法により実施する。

第40節 商工業の応急対策

風水害等対策編 第3章 第43節「商工業の応急対策」（p 272～）を準用する。

第41節 応急住宅対策

風水害等対策編 第3章 第44節「応急住宅対策」（p 274～）を準用する。

第42節 ボランティア受入れ計画

風水害等対策編 第3章 第45節「ボランティア受入れ計画」（p 280～）を準用する。

第43節 義援金品の受入れ・配分計画

風水害等対策編 第3章 第46節「義援金品の受入れ・配分計画」（p 282～）を準用する。

第44節 災害救助法による救助計画

風水害等対策編 第3章 第47節「災害救助法による救助計画」（p 284～）を準用する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化計画

風水害等対策編 第4章 第1節「民生安定化計画」（p 290～）を準用する。

第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画

風水害等対策編 第4章 第2節「融資・貸付その他資金等による支援計画」（p 296～）を準用する。

第3節 公共施設及び民有施設の災害復旧対策

風水害等対策編 第4章 第3節「公共施設及び民有施設の災害復旧対策」（p 305～）を準用する。

第4節 災害復興計画

風水害等対策編 第4章 第4節「災害復興計画」（p 310～）を準用する。